

## 7. 新規事項を追加する補正(特許法第17条の2第3項)に関する事例集

新規事項を追加する補正に関連する運用をより明確化するために、具体的な事例に基づいて、新規事項を追加する補正の判断、出願人の対応等について説明する。

### (留意事項)

本事例集は、新規事項を追加する補正に関する運用を説明する目的で作成したものである。そのため、事例における特許請求の範囲等の記載は、新規事項を追加する補正の説明を容易にするため、簡略化するなどの修正が加えられている点に留意されたい。

### 事例一覧

(一覧中、「○」は、補正が新規事項の追加に該当しないものであることを意味する。「×」は、補正が新規事項の追加に該当するものであることを意味する。)

事例番号	発明の名称	備考	判断
<a href="#">事例 1</a>	パチンコ機	上位概念化、削除又は変更	×
<a href="#">事例 2</a>	伝票印字システム	上位概念化、削除又は変更	×
<a href="#">事例 3</a>	走査型レーザ顕微鏡	上位概念化、削除又は変更	○
<a href="#">事例 4</a>	コンパインの走行装置におけるローリング制御装置	上位概念化、削除又は変更	○
<a href="#">事例 5</a>	プロセスを制御する調節計	上位概念化、削除又は変更	○
<a href="#">事例 6</a>	ステロイドの製法	上位概念化、削除又は変更	○
<a href="#">事例 7</a>	光学素子用成形型	上位概念化、削除又は変更	○
<a href="#">事例 8</a>	移動体通信システム	上位概念化、削除又は変更	○
<a href="#">事例 9</a>	ソフトウェアレンタル用カートリッジ	上位概念化、削除又は変更	○
<a href="#">事例 10</a>	電子メール装置	上位概念化、削除又は変更	×
<a href="#">事例 11</a>	集中応力部分布測定方法	下位概念化又は付加	○
<a href="#">事例 12</a>	弾球遊技機	下位概念化又は付加	×
<a href="#">事例 13</a>	パチンコ玉計数装置	下位概念化又は付加	○
<a href="#">事例 14</a>	抗圧入引抜機	下位概念化又は付加	○
<a href="#">事例 15</a>	印刷装置	下位概念化又は付加	×
<a href="#">事例 16</a>	外装材	下位概念化又は付加	×
<a href="#">事例 17</a>	柱梁接合構造	下位概念化又は付加	×
<a href="#">事例 18</a>	ロータリースイッチ	下位概念化又は付加	×
<a href="#">事例 19</a>	肥料袋の開封装置	下位概念化又は付加	○
<a href="#">事例 20</a>	熱可塑性樹脂組成物	下位概念化又は付加	×
<a href="#">事例 21</a>	消化器疾患治療剤	下位概念化又は付加	×
<a href="#">事例 22</a>	あん	下位概念化又は付加	×
<a href="#">事例 23</a>	化粧料	下位概念化又は付加	○
<a href="#">事例 24</a>	圧延方法	下位概念化又は付加	○

附属書A 新規事項を追加する補正に関する事例集

事例 25	携帯電話端末	下位概念化又は付加	○
事例 26	インターホン装置	下位概念化又は付加	○
事例 27	帯域制御装置	下位概念化又は付加	○
事例 28	遠赤外線利用の靱乾燥方法	数値限定	×
事例 29	安定化されたレゾルシン配合剤	数値限定	×
事例 30	中空微小体	数値限定	○
事例 31	仮止め用接着剤	数値限定	○
事例 32	感光性平板印刷版	除くクレーム	○
事例 33	感光性組成物	除くクレーム	○
事例 34	ホスファン誘導体	マーカッシュ形式	×
事例 35	ホスファン誘導体	マーカッシュ形式	○/×
事例 36	シクロブタンジオン化合物類	マーカッシュ形式	○
事例 37	置換ベンジルアルコール	マーカッシュ形式	○
事例 38	ホスファン誘導体	マーカッシュ形式	○
事例 39	ゴルフボール	先行技術文献の内容の追加	×
事例 40	X線発生管用ターゲット	効果の追加	×
事例 41	感光性材料の現像方法	効果の追加	×
事例 42	食品容器	効果の追加	×
事例 43	シフトブーツの固定構造	効果の追加	○
事例 44	内燃機関の出力制御装置	効果の追加	×
事例 45	アンテナ付き自動車用ウインドガラス	効果の追加	×
事例 46	板状体の搬送方法	効果の追加	×
事例 47	算盤用数字読み取り器	不整合記載の解消	○
事例 48	グラフェンの合成方法	明瞭でない記載の明瞭化	○
事例 49	電子制御式ゲーム機	具体例の追加	×
事例 50	緩衝部材	具体例の追加	×
事例 51	自動点滅装置	具体例の追加	×
事例 52	コンピュータ装置	具体例の追加	○
事例 53	磁気記録再生装置	具体例の追加	×
事例 54	水琴窟	具体例の追加	×
事例 55	熱処理装置	図面の記載に基づく補正	○
事例 56	飲料容器等の受台	図面の記載に基づく補正	○
事例 57	誤動作防止スイッチ	図面の記載に基づく補正	×
事例 58	排紙装置	図面の記載に基づく補正	○
事例 59	テーブルの位置制御装置	図面の記載に基づく補正	○
事例 60	電子鍵盤楽器の鍵スイッチ	図面の記載に基づく補正	×
事例 61	電子メール装置	図面の記載に基づく補正	○
事例 62	圧電スピーカ	図面の記載に基づく補正	○
事例 63	ペダル装置	図面の補正	○
事例 64	電磁弁装置	図面の補正	×
事例 65	自動車のチェンジレバー装置	図面の補正	×
事例 66	水撃緩衝装置	図面の補正	○
事例 67	接触用レーザメスチップ	図面の補正	×

〔事例 1〕 上位概念化、削除又は変更（新規事項の追加に該当するもの）

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<b>発明の名称</b> パチンコ機	<b>発明の名称</b> 遊技機
<b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 ……からなる可変表示器を備えたパチンコ機。	<b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 ……からなる可変表示器を備えた遊技機。
<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> パチンコ機を… (発明の詳細な説明では、一貫してパチンコ機について記載されている。)	<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> 遊技機を…

〔結論〕

新規事項の追加に該当する。

〔説明〕

出願当初の明細書等においては、一貫して「パチンコ機」のみについて説明されており、パチンコ機が遊技機の一例示にすぎないと認識できるような記載や、「…からなる可変表示器」が「遊技機」一般に適用されるものである旨の示唆すらもない。したがって、出願時の技術常識からみて当該可変表示器を「パチスロ機」等他の遊技機に適用することは容易であるとしても、当初明細書等の記載において、当該可変表示器が「遊技機」一般に適用されるものと理解できる手掛かりが全くない以上、当業者にとって「…からなる可変表示器を備えた遊技機」が当初明細書等に記載されているのと同然であるとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 2〕 上位概念化、削除又は変更（新規事項の追加に該当するもの）

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
伝票印字システム

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
主装置と、該主装置に接続される複数の端末機と、を有すると共に、複数の前記端末機のそれぞれに伝票印字データを印字するプリンタ部が設けられた伝票印字システムにおいて、  
前記端末機のプリンタ部に記録用紙が無くなったことを検出する紙切れ検出手段と、  
前記紙切れ検出手段の出力を前記主装置に通知する紙切れ通知手段と、  
前記紙切れ通知手段の出力に基づき、複数の前記端末機の内、前記該当端末機以外の端末機で前記該当端末機で印字すべきであった伝票印字データ全体を印字する代替印字手段とを具備することを特徴とする伝票印字システム。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
…  
よって、紙無しのために印字停止されたキッチンプリンタ機器7側の代替印字を行うキッチンプリンタ機器8は、キッチンプリンタ機器8側の本来の伝票印字データを印字できると共に、図面のようにキッチンプリンタ機器7側で印字すべきであった伝票印字データに基づいて、「伝票番号18で卓番号A1で人数3でAランチが個数1で単価が650円であり、Bランチが個数2で単価が700円であり、サラダが個数1で単価が400円であって、合計金額が2450円」の印字も行われる。

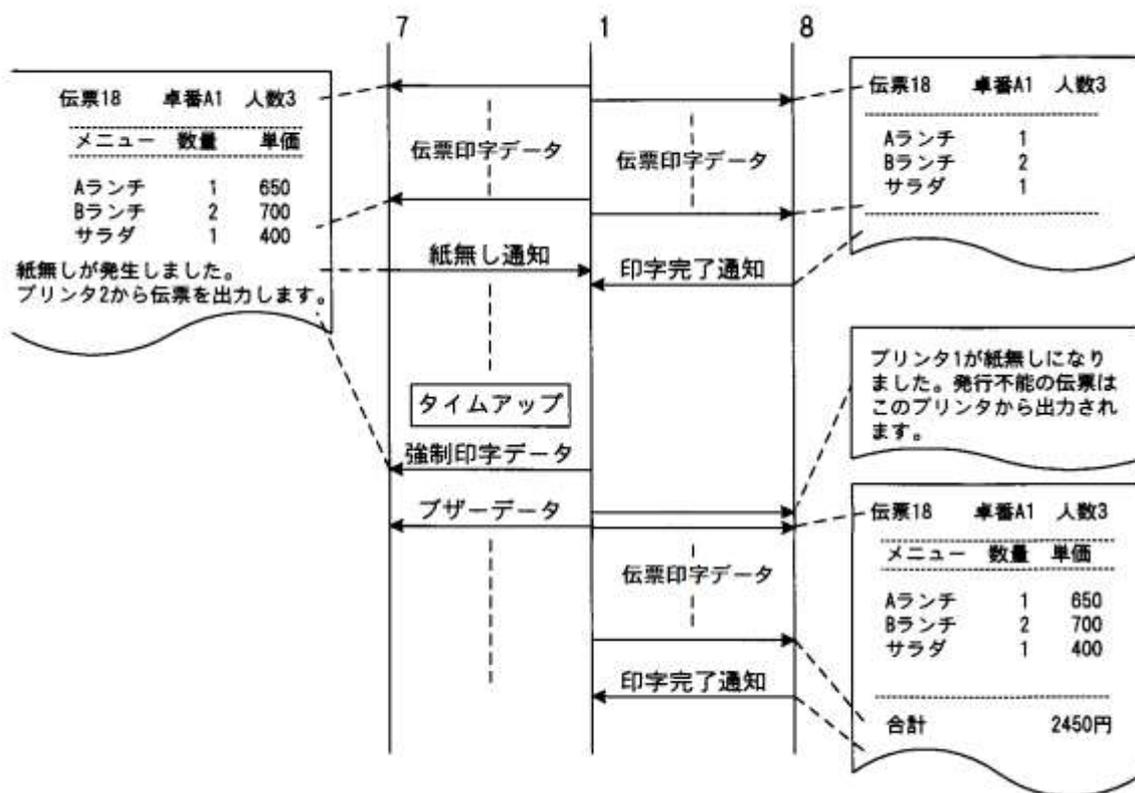
**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
…

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
主装置と、該主装置に接続される複数の端末機と、を有すると共に、複数の前記端末機のそれぞれに伝票印字データを印字するプリンタ部が設けられた伝票印字システムにおいて、  
前記端末機のプリンタ部に記録用紙が無くなったことを検出する紙切れ検出手段と、  
前記紙切れ検出手段の出力を前記主装置に通知する紙切れ通知手段と、  
前記紙切れ通知手段の出力に基づき、複数の前記端末機の内、前記該当端末機以外の端末機で少なくとも前記紙切れにより印字ができなかった情報を印字する代替印字手段とを具備することを特徴とする伝票印字システム。

**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**  
…

図面



[結論]

新規事項の追加に該当する。

[説明]

「少なくとも前記紙切れにより印字ができなかった情報を印字する」は、伝票印字データのうち、紙切れ状態に至るまでの印字情報を印字せずに、紙切れにより印字ができなかった情報を印字するものを含む。

出願当初の明細書等には、伝票印字データ全体を再度送信して、代替印字を行うことが記載されている。伝票印字データのうち、紙切れ状態に至るまでの印字情報を印字せずに、紙切れにより印字ができなかった情報を印字するためには、伝票印字データのうち、紙切れ状態に至るまでの印字情報とそれ以降の印字情報を区別して、後者の印字情報のみを送信する必要があるが、これは出願当初の明細書等に記載されていない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 3〕 上位概念化、削除又は変更（新規事項の追加に該当しないもの）

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
走査型レーザ顕微鏡

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
少なくとも351nmと647nmの波長のレーザビームを出射し、前記351nmの波長のレーザビームによって励起される蛍光色素を含む試料に照射するレーザ光源手段と、  
前記試料により反射されるレーザビームを分離し、励起された蛍光を測光用光路上に配置されたフォトマルチプライヤに導く測光分離手段と、  
前記フォトマルチプライヤへの前記647nmの波長のレーザビームの入射を防ぐ光学手段と、  
前記試料を透過した前記647nmの波長のレーザビームを検出する為の透過観察光学系及び透過検出系を具備したことを特徴とする走査型レーザ顕微鏡装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
【産業上の利用分野】  
本発明は蛍光観察光学系と検光検出系と透過観察光学系及び透過検出系を具備した走査型レーザ顕微鏡装置に関する。

…

【発明が解決しようとする課題】  
近年、蛍光観察と透過観察を、同時に行い、細胞等の全体像に、蛍光像を重ねて観察する要求が高まっている。例えば、色素Indo-1等の蛍光色素を使用したカルシウムイオンCa<sup>2+</sup>濃度測定(以下、蛍光観察と称する)と、透過観察を同時に行う等、蛍光観察と透過観察も同時にできる蛍光顕微鏡装置が望まれている。

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
走査型レーザ顕微鏡

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
少なくとも紫外線域の波長と可視域の波長のレーザビームを出射し、前記紫外線域の波長のレーザビームによって励起される蛍光色素を含む試料に照射するレーザ光源手段と、  
前記試料により反射されるレーザビームを分離し、励起された蛍光を測光用光路上に配置された光検出器に導く測光分離手段と、  
前記光検出器への前記可視域の波長のレーザビームの入射を防ぐ光学手段と、  
前記試料を透過した前記可視域の波長のレーザビームを検出する為の透過観察光学系及び透過検出系を具備したことを特徴とする走査型レーザ顕微鏡装置。

**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**  
…

ここで、例として、色素Indo-1を使用したCa<sup>2+</sup>濃度測定の概要について説明する。色素Indo-1を使用したCa<sup>2+</sup>濃度測定では、351nmの励起光で、405nmと480nmの中心波長の蛍光を得て、それらを光検出器を用いて測光し、その比によりカルシウム濃度を求めるものである。

しかし、従来の技術では、一度に複数波長を発振するレーザを用いていないので、透過観察を励起光に用いた短波長域の紫外線で行うことになり、その場合透過検出系及び透過光学系を短波長光対応としなければならない高価となる。

本発明の目的は、前記不具合を解消し、紫外光による蛍光観察と可視光による透過観察を同時に行うことができる走査型レーザ顕微鏡装置を提供することにある。

...

#### 【実施例】

以下、本発明の実施例について図面を参照して説明する。図は、本発明の走査型レーザ顕微鏡装置の実施例の光学系を示す図である。本実施例は、概略少なくとも351nmと647nmの波長のレーザビームを出射し試料10に照射するレーザ光源手段01と、

...

試料10により反射されるレーザビームを分離し、各々を測光用光路上に配置された複数の光検出器としてのフォトマルチプライヤ20、26に導くダイクロイックミラー17等の測光分離手段と、

...

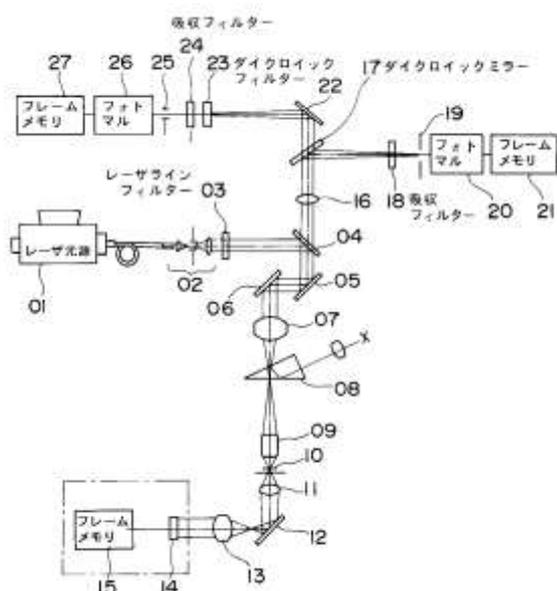
フォトマルチプライヤ26への透過観察用可視光の入射を防ぐ光学手段であるダイクロイックフィルター23とで構成され、透過観察光学系及び透過検出系を具備したものである。

...

【発明の効果】

本発明によれば、紫外光による蛍光観察と、可視光による透過観察を同時に行え、蛍光観察側では試料から反射してくる可視光の影響のない蛍光を検光検出系で測定することが可能で、透過観察側では、可視光にのみ対応させた安価な検出系を持つ走査型レーザ顕微鏡装置を提供できる。

図面



【結論】

新規事項の追加に該当しない。

【説明】

当初明細書には、発明が解決しようとする課題の欄に「本発明の目的は、前記不具合を解消し、紫外光による蛍光観察と可視光による透過観察を同時に行うことができる走査型レーザ顕微鏡装置を提供することにある。」という記載があるので、当初明細書等には、蛍光観察に用いる励起光の波長は「351nm」という特定の波長によらない「紫外線域」の波長が記載されているといえ、また、透過観察に用いる光の波長は「647nm」という特定の波長によらない「可視域」の波長が記載されているといえるので、「351nm」及び「647nm」をそれぞれ「紫外線域」及び「可視域」とする補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえる。

また、当初明細書には、課題を解決するための手段の欄に「351nmの励起光

で、405nmと480nmの中心波長の蛍光を得て、それらを光検出器を用いて測光し、」という記載、実施例に「各々を測光用光路上に配置された複数の光検出器としてのフォトマルチプライヤ20, 26…」という記載がそれぞれあり、これらの記載から、当初明細書等には、蛍光を測光する部材として「光検出器」が記載されているのと同然であると理解する事項といえるので、「フォトマルチプライヤ」を「光検出器」とする補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえる。

〔事例 4〕 上位概念化、削除又は変更（新規事項の追加に該当しないもの）

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
 コンバインの走行装置におけるローリング制御装置

**特許請求の範囲**  
**【請求項 1】**  
 クローラー式の走行装置を機体の左右に有するコンバインにおいて、右及び左の走行装置に個別に作動する一対の油圧シリンダーの一端を取付け、該油圧シリンダーのもう一端を機体に取り付けたローリング制御装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
 コンバインが凸凹のある田畑で走行する際に機体が傾斜することを防止するローリング制御装置に関する。  
 なお、油圧シリンダーからの油漏れが問題となる場合には、水や空気を用いてもよい。

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
 .....  
 .....

**特許請求の範囲**  
**【請求項 1】**  
 クローラー式の走行装置を機体の左右に有するコンバインにおいて、右及び左の走行装置に個別に作動する一対の流体圧シリンダーの一端を取付け、該流体圧シリンダーのもう一端を機体に取り付けたローリング制御装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
 .....  
 .....  
 .....。  
 .....  
 .....  
 .....

**〔結論〕**  
 新規事項の追加に該当しない。

**〔説明〕**  
 「油圧シリンダー」を上位概念の表現である「流体圧シリンダー」に補正しようとするものである。  
 当初明細書等には、「油圧シリンダー」に関し、油以外に水や空気を用いることが記載されており、当業者に周知の「水圧シリンダー」や「エアシリンダー」を用いることが記載されていたと解される。  
 そして、「油圧シリンダー」及び「水圧シリンダー」は「液体圧シリンダー」とも表現でき、「エアシリンダー」は「気体圧シリンダー」とも表現できる。  
 そうすると、当初明細書等に接した当業者は、これら「油圧シリンダー」並びに「水圧シリンダー」及び「エアシリンダー」を総合した概念として、「液体圧シリンダー」及び「気体圧シリンダー」を意味する「流体圧シリンダー」をローリング制御装置に用いることが記載されているのと同然と理解するといえる。

〔事例 5〕 上位概念化、削除又は変更 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等

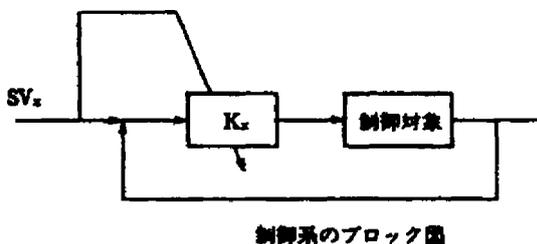
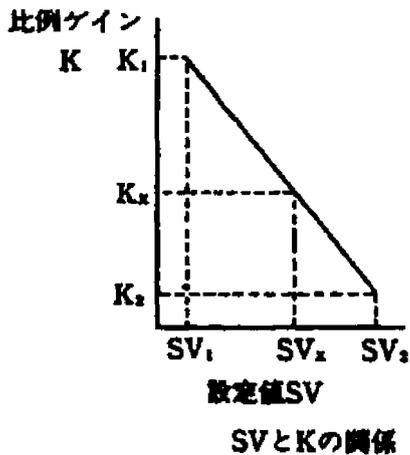
発明の名称

プロセスを制御する調節計

発明の詳細な説明の抜粋

比例制御により、プロセスを制御する調節計において、2つの相異なる設定値 $SV_1$ 、 $SV_2$ とその値に線形に対応する比例ゲイン $K_1$ 、 $K_2$ をあらかじめ定めおき、任意の設定値 $SV_x$ に対応する比例ゲイン $K_x$ を $SV_1$ 、 $K_1$ 、 $SV_2$ 、 $K_2$ により演算で求め制御を行う調節計である。

図面



[結論]

新規事項の追加に該当しない。

[説明]

補正後の明細書等

発明の名称

.....

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....任意の設定値 $SV_x$ に対応する比例ゲイン $K_x$ を式(1)により求め制御を行う調節計である。

$$K_x = \frac{K_1 - K_2}{SV_1 - SV_2} (SV_x - SV_1) + K_1 \dots \text{式(1)}$$

図面

.....

当初明細書の $SV$ と $K$ が線形に対応する旨の記載と図1に記載された設定値 $SV$ と比例ゲイン $K$ の関係図の記載とを総合すれば、これらの記載事項は、補正後の明細書に記載された式(1)を意味していることが明らかである。

〔事例 6〕 上位概念化、削除又は変更（新規事項の追加に該当しないもの）

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<b>発明の名称</b> ステロイドの製法	<b>発明の名称</b> .....
<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> Δ4-4-メチルアンドロステン-17β-オール-3-オンに四酢酸鉛を反応させて4-アセトキシ-4-メチルアンドロスタン-17β-オール-3-オンを生成、分離し、これを酸又はアルカリで処理することを特徴とする4-ヒドロキシ-4-メチルアンドロスタン-17β-オール-3-オンの製法。	<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> ..... ..... 反応させることを特徴とする4-アセトキシ-4-メチルアンドロスタン-17β-オール-3-オンの製法。
<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> .....	<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> .....

**〔結論〕**

新規事項の追加に該当しない。

**〔説明〕**

出願当初の発明は第1及び第2工程よりなる製法であったのに対し、第1工程のみの発明に補正された。

第1工程は出願当初の明細書等に記載されているから、この補正事項は、出願当初の明細書等に記載した事項に該当する。

〔事例 7〕 上位概念化、削除又は変更 (新規事項の追加に該当しないもの)

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
光学素子用成形型

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
ガラスからなる光学素子のプレス成形に用いる光学素子用成形型において、凹面状の成形面の最表層が金属酸化物 $MO_2$ よりなる膜層からなることを特徴とする光学素子用成形型。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
【発明が解決しようとする課題】  
光学素子用成形型の表面に、窒化物膜や白金系合金膜を被覆する技術が知られているが、従来の被覆膜では、膜の耐久性や離型性が十分とはいえなかった。  
本発明はこのような従来の問題点を考慮してなされたものであり、高温下での成形において離型性が良好であり、且つ長寿命の光学素子用成形型を提供することを目的とする。

【発明を実施するための形態】  
光学素子用成形型1の型母材2は、最終製品に対応した形状と概略近い形状に加工した後、その成形部表面2aをダイヤモンド砥石を用いた研削加工により最終形状に対応した凹面状に加工し、その後、鏡面研磨を施して作製される。  
……………。  
次に、真空チャンバー内に、型母材2を設置し、型母材2を200℃に加熱して保温する。そして、真空チャンバー内に酸素ガスを導入して、RFスパッタ法により金属Mのターゲットを用いてスパッタを行う。金属Mのスパッタ粒子は、雰囲気中の酸素ガスにより酸化さ

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
……………

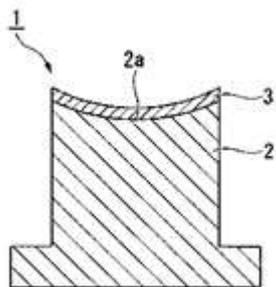
**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
ガラスからなる光学素子のプレス成形に用いる光学素子用成形型において、[削除] 成形面の最表層が金属酸化物 $MO_2$ よりなる膜層からなることを特徴とする光学素子用成形型。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
【発明が解決しようとする課題】  
……………

【発明を実施するための形態】  
……………

れ、型母材2の成形部表面2aに金属酸化物 $MO_2$ の膜3を成形する。

図面



図面

.....

**[結論]**

新規事項の追加に該当しない。

**[説明]**

本願の発明が解決しようとする課題は、光学素子用成形型の表面に被覆する被覆膜を改良することで、高温下での離型性や耐久性に優れた光学素子用成形型を提供することであって、光学素子用成形型の成形面の形状は、このような課題の解決には直接関係しない。そのため、上記課題を解決する手段として、成形型の成形面の形状は必要不可欠な要素とはいえ、本願発明にとって任意の付加的な要素であって、新たな技術的事項を導入するものではない。

よって、成形面の形状を削除する補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえることができる。

〔事例 8〕 上位概念化、削除又は変更 (新規事項の追加に該当しないもの)

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
移動体通信システム

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
携帯端末機と、この携帯端末機と通信する基地局とを備え、前記携帯端末機の位置座標及びユーザ情報を、前記携帯端末機を識別する識別番号とともに、複数の専用物理チャネルのうち空いている専用物理チャネルを使用して通信する移動体通信システムにおいて、  
.....  
.....移動体通信システム。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
【背景技術】  
.....。現在、国際標準化委員会〇〇では、基地局セル内に存在する各携帯端末機の位置情報に応じた情報提供方法として以下のようなものが提案されている。  
まず、携帯端末機で位置を測定し、この位置情報とユーザ情報を、個別の携帯端末機を識別する識別番号とともに所定の専用物理チャネルを用いて携帯端末機から基地局へ送信する。  
.....。

**【発明が解決しようとする課題】**  
しかし、上述のような移動体通信システムでは、一旦、携帯端末機が特定の物理チャネルを選択すると、その通信状態が悪化した場合には、回復するまで通信できないという問題があった。  
この発明は、個別の専用物理チャネルの通信状態に関わらず、位置情報を取得することのできる移動体通信システムに関するものであり、所定のプロ

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
.....

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
.....  
.....前記携帯端末機の位置座標 [削除] を、前記携帯端末機を識別する識別番号とともに、複数の専用物理チャネルのうち空いている専用物理チャネルを使用して通信する移動体通信システムにおいて、  
.....  
.....。

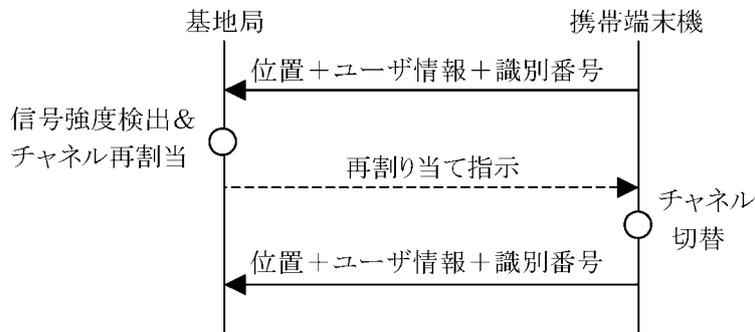
**発明の詳細な説明の抜粋**  
【背景技術】  
.....

**【発明が解決しようとする課題】**  
.....

**図面**  
.....

トコルで「再割り当て指示信号」を送信し、チャンネルの切替をすることにより、上述の問題を解決するものである。

図面



【結論】

新規事項の追加に該当しない。

【説明】

この補正は、当初の請求項においては、携帯端末機から基地局に最初に情報を送信する際に「位置座標及びユーザ情報を識別番号とともに通信する」としていたものを、「ユーザ情報」を削除し、「位置座標を識別番号とともに通信する」とするものである。

「位置座標及び識別番号」のみを基地局へ通信することは、当初明細書等のいずれの箇所にも記載されていない。しかしながら、本願の発明が解決しようとする課題は、個々の専用物理チャンネルの通信状態にかかわらず位置情報を取得して、位置情報に応じた情報を提供することを可能とすることであり、課題を解決するための手段は、所定のプロトコルで「再割り当て指示信号」を送信し、チャンネルの切替をすることである。そして、最初に携帯端末機から基地局へ送信するステップは、チャンネルを確立するために当然に必要なものであるところ、「ユーザ情報」は発明による課題の解決には関係がなく、この場合において「ユーザ情報」は任意の付加的な事項であって、新たな技術的事項を導入するものではない。

そうすると、この補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえることができる。

〔事例 9〕 上位概念化、削除又は変更 (新規事項の追加に該当しないもの)

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
ソフトウェアレンタル用カートリッジ

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
外部から所望のソフトウェアが格納される書き替え可能な記憶手段と、外部から設定されたレンタル期限情報または累積使用許可時間情報に基づいて前記記憶手段に格納された前記ソフトウェアの有効期限を管理し、レンタル期限または累積使用時間の超過時に自動的に前記ソフトウェアを無効化するレンタル期限管理手段と、前記レンタル期限までの残時間量またはレンタル開始からの経過時間量または累積使用時間量または前記レンタル期限の超過の少なくとも一つの状態を表示する表示手段とを備えたことを特徴とするソフトウェアレンタル用カートリッジ。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
...

本実施例のカートリッジによれば、内部に、レンタル対象のソフトウェアであるタイトルを記憶するとともに、当該タイトルのレンタル期限を自立的に管理する機構を備えているので、ユーザや販売者の双方における煩雑な手続を不要にして、レンタル期限を正確に管理することが可能になる。

また、レンタル期限を残量表示する文字表示機構 126a やグラフ表示機構 126b を備えているので、ユーザによるレンタル期限の確認や、レンタル期限

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
.....  
...

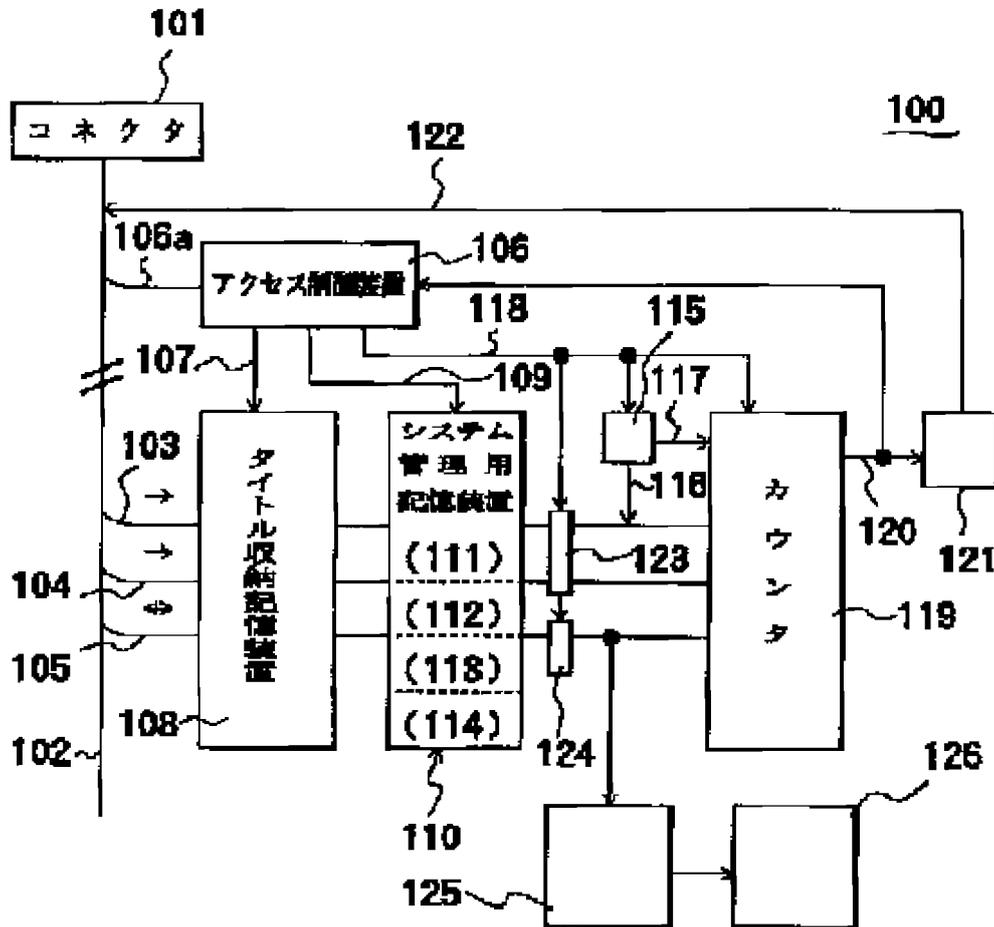
**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
外部から所望のソフトウェアが格納される書き替え可能な記憶手段と、外部から設定されたレンタル期限情報または累積使用許可時間情報に基づいて前記記憶手段に格納された前記ソフトウェアの有効期限を管理し、レンタル期限または累積使用時間の超過時に自動的に前記ソフトウェアを無効化するレンタル期限管理手段とを備えたことを特徴とするソフトウェアレンタル用カートリッジ。

【請求項 2】  
前記レンタル期限までの残時間量またはレンタル開始からの経過時間量または累積使用時間量または前記レンタル期限の超過の少なくとも一つの状態を表示する表示手段とを備えたことを特徴とする請求項 1 記載のソフトウェアレンタル用カートリッジ。

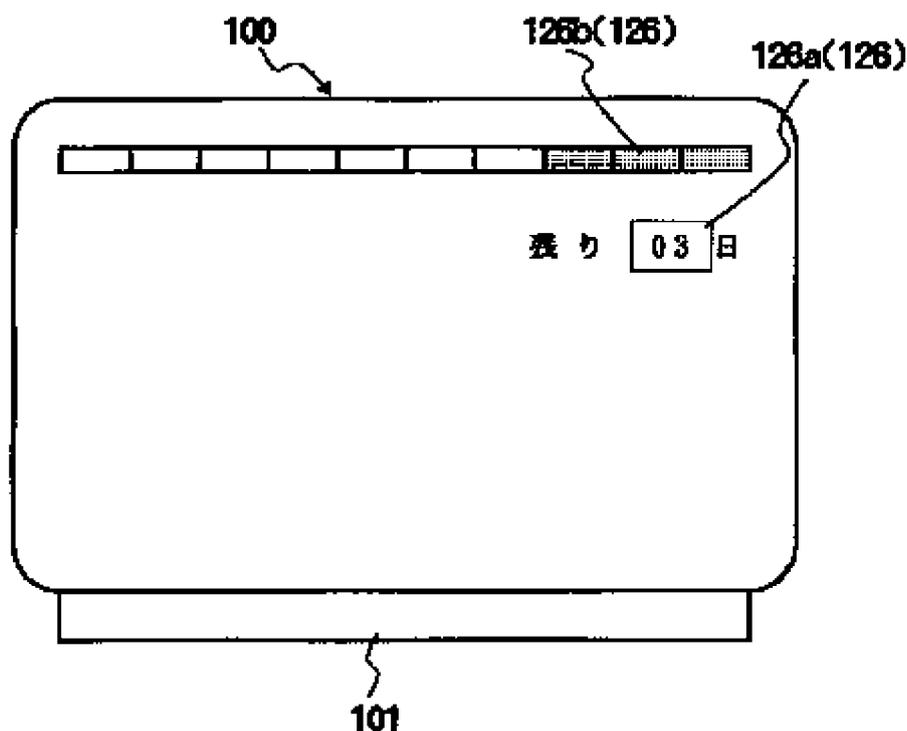
**発明の詳細な説明及び図面の抜粋**  
.....

超過後の誤認等の不具合を防止して、カートリッジの利便性を向上させることができる。

図面の抜粋



- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 100 : カートリッジ          | 115 : クロック発生器      |
| 102 : バス              | 116 : カウンタ値読み出しパルス |
| 103 : コントロールバス        | 117 : クロック入力       |
| 104 : アドレスバス          | 118 : アクセス許可信号     |
| 105 : データバス           | 120 : タイムアウト出力     |
| 106a : 制御線            | 121 : リセットパルス発生器   |
| 107 : アクセス許可信号        | 122 : リセット制御線      |
| 109 : アクセス許可信号        | 123 : バスバッファ       |
| 111 : 期限切れメッセージ格納ブロック | 124 : 方向制御付きバスバッファ |
| 112 : ユーザ識別記号格納ブロック   | 125 : カウンタ値デコード装置  |
| 113 : ユーザ情報格納ブロック     | 126 : カウンタ値表示装置    |
| 114 : アクセス回数記録ブロック    |                    |



126a:文字表示機構

126b:グラフ表示機構

**[結論]**

新規事項の追加に該当しない。

**[説明]**

本事例の場合、当初明細書等には「記憶手段とレンタル期限管理手段及び表示手段とを備えたソフトウェアレンタル用カートリッジ」が記載されているが、「本実施例のカートリッジによれば、内部に、レンタル対象のソフトウェアであるタイトルを記憶するとともに、当該タイトルのレンタル期限を自立的に管理する機構を備えているので、ユーザや販売者の双方における煩雑な手続を不要にして、レンタル期限を正確に管理することが可能になる。」という、記憶手段とレンタル期限管理手段に基づいた記載があることから、カートリッジに対する表示手段の付加は任意であって、新たな技術的事項を導入するものではない。

そうすると、この補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえることができる。

〔事例 10〕 上位概念化、削除又は変更（新規事項の追加に該当するもの）

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
電子メール装置

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
電子メールを複数の送信先に一斉送信する電子メール装置であって、  
電子メールを表示する書式を端末毎に記録した書式テーブルと、  
前記書式テーブルを参照し、一の送信先の端末に対応する書式を抽出して前記電子メールを作成する手段と、  
作成された電子メールを複数の送信先に一斉送信する送信手段と、  
を有する電子メール装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
本発明は、電子メールを表示する書式を設定することが可能な電子メール装置に関する。  
従来技術として、送信する電子メールの一の書式を電子メール装置が自動的に選択する技術が広く知られている。  
しかしながら、受信側の端末が電子メールを表示する書式情報は、電子メール装置が送信する電子メールの書式を決定する際に考慮されていなかった。  
そこで、本発明の電子メール装置では、電子メールを表示する書式を端末毎に記録した書式テーブルを参照し、電子メールの送信先の端末が利用する書式に基づいた電子メールの作成を行うことを特徴とする。  
…  
なお、同一の電子メールを複数の送信先に一斉送信する際は、一の送信先の端末に対応する書式を書式テーブル

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
電子メール装置

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
電子メールを複数の送信先に一斉送信する電子メール装置であって、  
電子メールを表示する書式を端末毎に記録した書式テーブルと、  
前記書式テーブルを参照し、一の送信先の端末に対応する書式を送信者が選択して前記電子メールを作成する手段と、  
作成された電子メールを複数の送信先に一斉送信する送信手段と、  
を有する電子メール装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
本発明は、電子メールを表示する書式を設定することが可能な電子メール装置に関する。  
従来技術として、送信する電子メールの一の書式を電子メール装置が自動的に選択する技術が広く知られている。  
しかしながら、受信側の端末が電子メールを表示する書式情報は、電子メール装置が送信する電子メールの書式を決定する際に考慮されていなかった。  
そこで、本発明の電子メール装置では、電子メールを表示する書式を端末毎に記録した書式テーブルを参照し、電子メールの送信先の端末が利用する書式に基づいた電子メールの作成を行うことを特徴とする。  
…  
なお、同一の電子メールを複数の送信先に一斉送信する際は、一の送信先の端末に対応する書式を書式テーブル

の中から電子メール装置が抽出し、当該書式を利用して他の全ての送信先に送信する電子メールを作成してもよい。

の中から送信者が選択し、当該書式を利用して他の全ての送信先に送信する電子メールを作成してもよい。

**[結論]**

新規事項の追加に該当する。

**[説明]**

出願当初の明細書等には、一の送信先の端末に対応する書式を書式テーブルの中から「電子メール装置が抽出」と記載されているが、当該書式を「送信者が選択」することは記載されていない。

また、出願当初の明細書の中で従来技術として記載されているように、電子メール装置が電子メールの書式を自動的に選択する技術が出願時に広く知られていたことに鑑みれば、出願当初の明細書等に接した当業者にとって、電子メール装置が電子メールの書式を抽出することが送信者の選択行為に当然に起因していると理解することもできず、そのため、一の送信先の端末に対応する書式を「電子メール装置が抽出」することが「送信者が選択」することを意味しているのと同然であるとはいえない。

したがって、一の送信先の端末に対応する書式を「送信者が選択」することは当初明細書に明示的に記載されておらず、出願時の技術常識に照らしても、当初明細書等の記載から自明な事項とはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 11〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等

発明の名称  
集中応力部分分布測定方法

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
測定試料に任意の荷重を負荷し、この荷重の負荷により前記測定試料に応力集中部を生じさせ、前記荷重の負荷状態を維持しつつ、前記応力集中部周辺における応力分布を波動照射により試料から得られる信号を分析することによって測定する方法。

発明の詳細な説明の抜粋  
応力負荷治具によって測定試料に任意の荷重を負荷した状態で、微小X線法又は超音波顕微鏡法を適用して、集中応力分布の測定をすることができる。

図面

[結論]  
新規事項の追加に該当しない。

[説明]  
補正により特許請求の範囲に記載された発明が、「波動照射による応力分布測定方法」(上位概念)から「微小X線照射による応力分布測定方法」(下位概念)に補正された。「微小X線法を適用すること」は出願当初の明細書の発明の詳細な説明に記載されていた事項であるから、この補正は認められる。

補正後の明細書等

発明の名称  
.....

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
測定試料に任意の荷重を負荷し、この荷重の負荷により前記測定試料に応力集中部を生じさせ、前記荷重の負荷状態を維持しつつ、前記応力集中部周辺における応力分布を微小X線照射により試料から得られる信号を分析することによって測定する方法。

発明の詳細な説明の抜粋  
.....  
.....  
.....  
.....。

図面  
.....

〔事例 12〕 下位概念化又は付加（新規事項の追加に該当するもの）

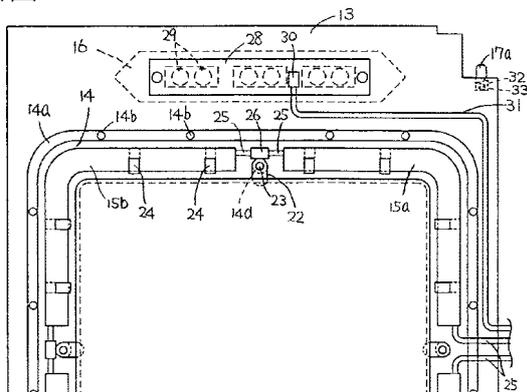
出願当初の明細書等

発明の名称  
弾球遊技機

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
……枠部分から光を放つ、第1のランプ(15a、15b)と第2のランプ(29)を含み、……

発明の詳細な説明の抜粋  
……各々L字型をした第1のランプが取り付けられており、第1のランプは装飾部材としての機能を果たす。  
(第2のランプの機能については記載なし)

図面



〔結論〕

新規事項の追加に該当する。

〔説明〕

出願当初の明細書等には、第1のランプが装飾部材としての機能を有することは記載されているが、第2のランプの機能についての記載はない。また、この技術分野におけるランプの機能としては、目的に応じて、装飾以外に、報知、照明等種々の機能があることは周知であるとしても、出願当初の明細書等の記載に接した当業者からみて、第1のランプと第2のランプが異なる機能を有することが記載されているのと同然であると理解する事項であるとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない

補正後の明細書等

発明の名称  
……………

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
……枠部分から光を放つ、第1のランプと第2のランプを含み、前記第1のランプと第2のランプとは異なった機能のランプであり、……

発明の詳細な説明の抜粋及び図面  
……………

い。

〔事例 13〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等

発明の名称

パチンコ玉計数装置

特許請求の範囲

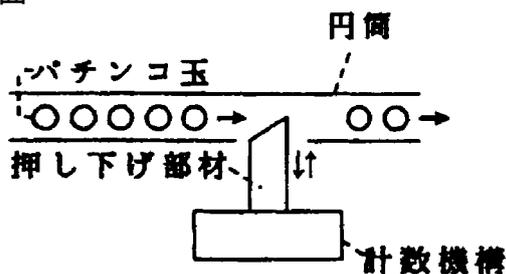
【請求項 1】

パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒の一部に設けた小穴に、パチンコ玉が上記円筒内を移動するたびに押し下げられる部材を挿入し、上記部材の押し下げ回数を計数する機構によりパチンコ玉の計数をする装置。

発明の詳細な説明の抜粋

本願発明は、パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒内に、パチンコ玉を通過させるので、パチンコ玉1個の通過に対応して、押し下げ部材が1回押し下げられるので、正確に計数することができる。実施例によれば、押し下げ部材の頂部が斜面に形成されているので、パチンコ玉が傷つきにくい。

図面



〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

実施例として記載されていた事項を発明として特許請求の範囲に記載した。また、実施例の効果についての記載に基づいて、発明の効果を補正したが、この発

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒の一部に設けた小穴に、パチンコ玉と接触する頂部が斜面に形成されパチンコ玉が上記円筒内を移動するたびに押し下げられる部材を挿入し、上記部材の押し下げ回数を計数する機構によりパチンコ玉の計数をする装置。

発明の詳細な説明の抜粋

本願発明は、パチンコ玉の直径より一回り大きな内径を有する円筒内にパチンコ玉を通過させるので、パチンコ玉1個の通過に対応して、押し下げ部材が1回押し下げられるので、正確に計数することができ、さらに、押し下げ部材の頂部が斜面に形成されているので、パチンコ玉が傷つきにくい。

図面

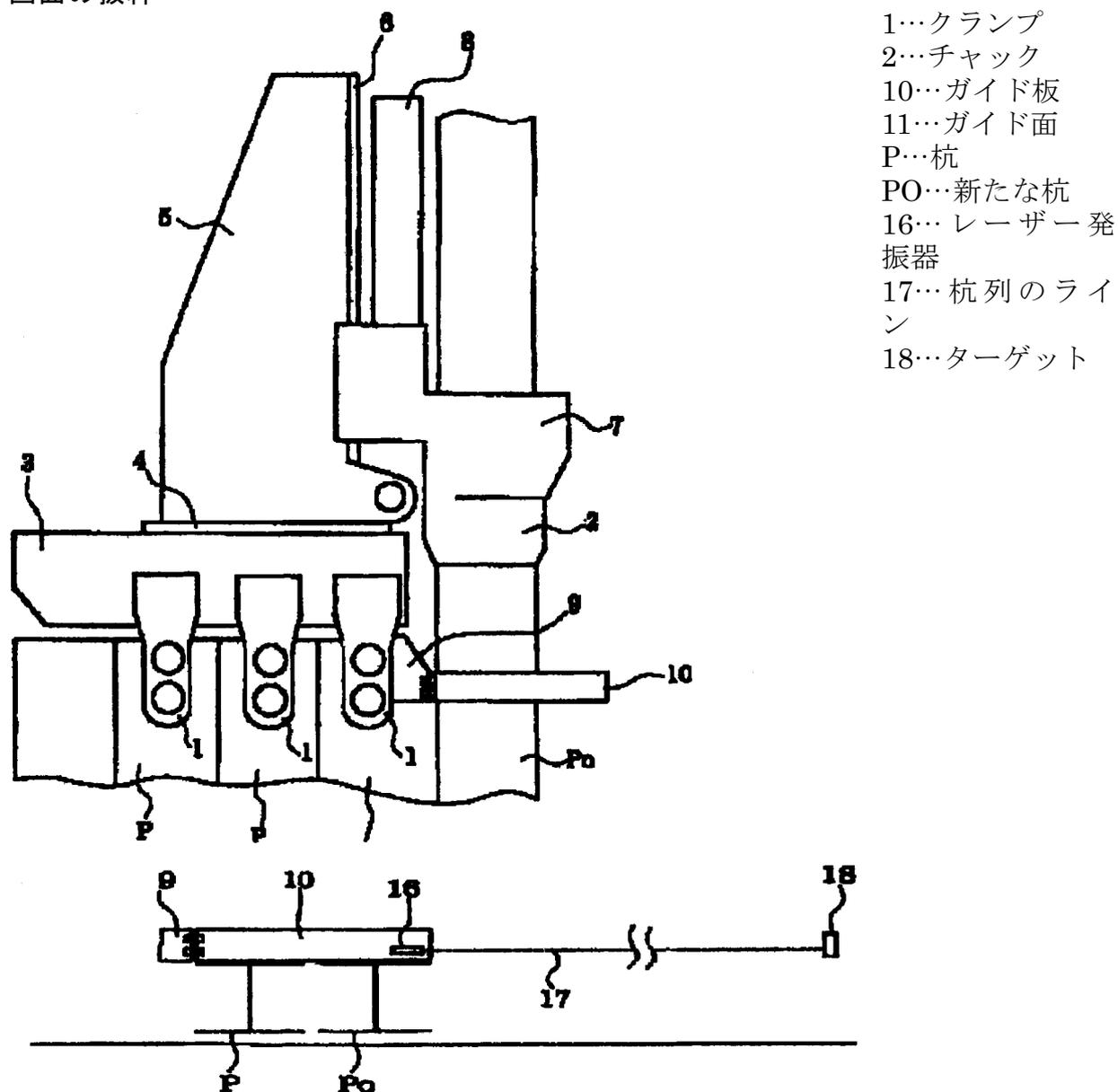
.....

明の効果は、当初明細書に記載されていた事項である。したがって、この補正は認められる。

〔事例 14〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 杭圧入引抜機</p>	<p><b>発明の名称</b> .....</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 既設杭を挟持した状態で新たな杭を順次圧入して杭列を形成する本体と、前記杭列の進行方向と一致するように設定されたガイド面を有して前記本体に取り付けられ、前記ガイド面に沿って新たな杭の圧入を案内するガイド板とを備えている杭圧入引抜機。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 既設杭を挟持した状態で新たな杭を順次圧入して杭列を形成する本体と、この本体に取り付けられ、新たな杭の圧入を案内するガイド面を有するガイド板と、<u>前記ガイド板に取り付けたレーザー発振器</u>とを備え、前記杭列のラインの終端に配置されたターゲットにレーザー光が入射するように、前記ガイド板の本体に対する取り付け位置を選定可能としたことを特徴とする杭圧入引抜機。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b></p> <p>この杭圧入引抜機の本体は、複数の既設杭Pを挟持する複数のクランプ1と、新たな鋼管杭POを圧入するチャック2とを備えており、更に、本体には、ガイド板10が取り付けられている。</p> <p>このガイド板10は新たな杭POを圧入する際に案内を行うものであり、ガイド板10の一方の側面がガイド面11となっている。ガイド面11は施工すべき杭列のラインの進行方向に合わせて設定されるものであり、新たな杭POはこのガイド面11を摺動しながら地盤に圧入される。</p> <p>また、上記ガイド板10上の先端部分には、レーザー発振器16が取り付けられており、そのレーザー発振器16からレーザー光が出射する。符号17は施工すべき杭列のラインであり、このライン17の終端にはレーザー光を受光する受光器等のターゲット18が配置されている。</p> <p>かかる本実施例では、上記レーザー発振器16から出射したレーザー光がターゲット18に入射するように、ガイド板10の本体に対する取り付け位置を選定する。これによりガイド板10が杭列のライン17と一致するため、そのガイド面11が杭P及びPOを案内しながら圧入できる。</p> <p>.....</p> <p>レーザー発振器から出射されるレーザー光線は直進する特性を有するので、この特性を利用することにより、ガイド板を常に杭列のラインに一致させて杭圧入の法線出しを、簡単かつ精度良く行うことができる。</p> <p>.....</p>	<p><b>発明の詳細な説明及び図面の抜粋</b> .....</p>

図面の抜粋



[結論]

新規事項の追加に該当しない。

[説明]

当初明細書には、「上記ガイド板10上の先端部には、レーザー発振器16が取り付けられており」という記載があるが、他方で、「レーザー発振器から出射されるレーザー光線は直進する特性を有するので、この特性を利用することにより、ガイド板を常に杭列のラインに一致させて杭圧入の法線出しを、簡単かつ精度良く行うことができる。」と記載されている。そして、「レーザー光線は直進する特性を有するので、この特性を利用する」という説明と、これにより「ガイド板を常に

杭列のラインに一致させて杭圧入の法線出しを、簡単かつ精度良く行なうことができる」という発明の技術上の意義からみて、レーザー発振器は、ガイド板上の先端に取り付けられている必要はないことが当業者に当然に理解される。そうすると、当初明細書等には、レーザー発振器の取り付け位置の限定のないものが記載されていたといえる。

したがって、この補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものである。

なお、上記の例とは異なって、レーザー発振器の取り付け位置を、例えば「ガイド板上の後端」とする補正をしようとする場合は、当初明細書等には取り付け位置をこのように特定(選択)することは記載されておらず、このように特定(選択)することによって、当初明細書等に記載した事項以外のものが個別化されることになるので、補正は許されない。

〔事例 15〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当するもの)

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
印刷装置

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
…  
前記入力手段により入力された認証データが認証されることにより印刷が許可されるセキュア印刷ジョブ、印刷のために前記認証処理を必要としない通常印刷ジョブ、のそれぞれに基づいた印刷を行う印刷手段と、  
…  
前記印刷手段によって印刷中の印刷ジョブが前記セキュア印刷ジョブであって、当該セキュア印刷ジョブに基づく印刷中に、前記割り込みジョブが入力された場合、前記セキュア印刷ジョブに基づく印刷の終了後であって、印刷待ちの印刷ジョブに基づく印刷より先に前記割り込みジョブに基づく印刷を行うように前記印刷手段を制御する制御手段と  
を備えることを特徴とする印刷装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
…セキュアジョブの印刷中に割り込みジョブが入力された場合は、セキュアジョブに従った印刷終了を待つので、セキュアジョブの印刷に対する機密性を保持することができる。またジョブキューにおいて、セキュアジョブの次に割り込みジョブを登録するので、セキュアジョブに従った印刷が完了すると、次に何れの印刷ジョブに対しても先だって優先して割り込みジョブの印刷が行われるので、割り込みジョブの印刷の迅速性を維持することができる。

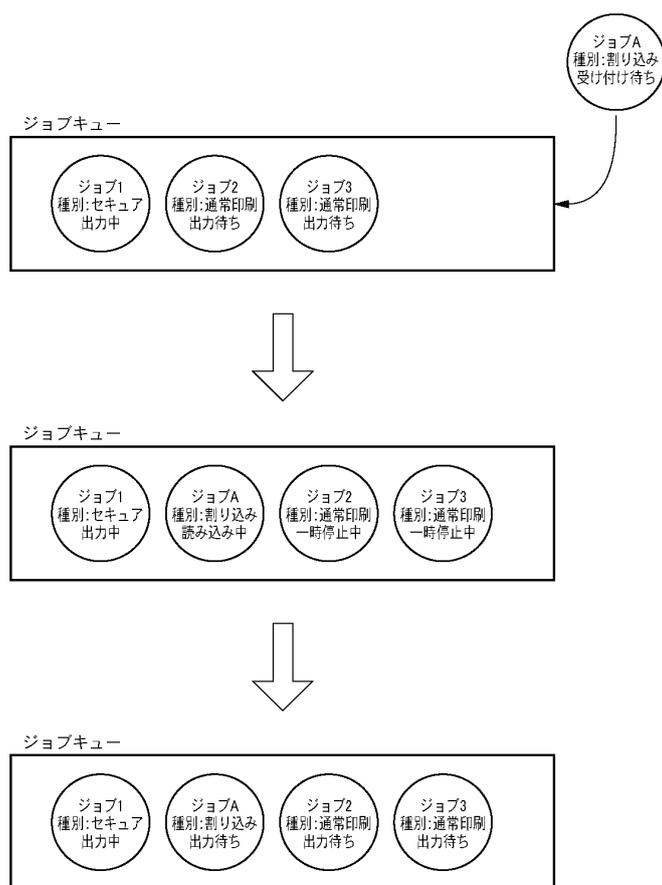
**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
…

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
…  
前記入力手段により入力された認証データが認証されることにより印刷が許可されるセキュア印刷ジョブ、印刷のために前記認証処理を必要としない通常印刷ジョブ、のそれぞれに基づいた印刷を行う印刷手段と、  
…  
前記印刷手段によって印刷中の印刷ジョブが前記セキュア印刷ジョブであって、当該セキュア印刷ジョブに基づく印刷中に、前記割り込みジョブが入力された場合、前記セキュア印刷ジョブに基づく印刷の終了後であって、印刷待ちの**前記通常印刷ジョブ**に基づく印刷より先に前記割り込みジョブに基づく印刷を行うように前記印刷手段を制御する制御手段と  
を備えることを特徴とする印刷装置。

**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**  
…

図面



**[結論]**

新規事項の追加に該当する。

**[説明]**

出願当初の明細書等の記載において、ジョブキューに登録された出力待ちの印刷ジョブの種別にかかわらず、印刷中のセキュア印刷ジョブの直後であって、全ての印刷待ちの印刷ジョブより先に割り込みジョブをジョブキューに登録するという技術的事項が把握される。

補正後の発明では、通常の印刷ジョブより先に割り込みジョブが印刷されれば足りるのだから、印刷待ちの前記他のセキュア印刷ジョブよりも後となるように、前記割り込みジョブを登録するという態様を含むこととなる。

そして当該態様においては、ジョブキューの印刷待ちの印刷ジョブの種別がセキュア印刷ジョブなのか、通常印刷ジョブなのかを判別し、その判別結果に基づいて前記割り込みジョブを登録する位置を決定するという技術的事項を必要とするのであるから、新たな技術的事項を導入したものである。

〔事例 16〕 下位概念化又は付加（新規事項の追加に該当するもの）

出願当初の明細書等

発明の名称  
外装材

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
不燃性を備える建築用の外装材であって、…前記基材に前記化粧単板を接着するための、水性高分子イソシアネート系接着剤と、…、寸法安定化処理が施されていることを特徴とする外装材。

発明の詳細な説明の抜粋  
【0100】  
水性高分子イソシアネート系接着剤4としては、例えば、Aボンド(A株式会社)、Bボンド(株式会社B)が挙げられる。Aボンドは、真空プレス接着による曲面等の接着に適用可能な接着剤であり、Bボンドは、平プレス接着による平面等の接着に適用可能な接着剤である。

【0101】  
Aボンドは、アディクトA(A株式会社)を添加剤とし、アディクトAの添加量を変更することにより、耐温水性能、耐煮沸性能を自在に変えることができる等の特性を有している。

【0102】  
Aボンドの性状は、外観：白濁高粘稠液、粘度(mPs-s)：6000±1900(30℃)、pH：6.0±1.0、不揮発分(%)：43±2、水混和性(25℃)：20倍以上、可使時間(25℃)：約2時間(アディクトA(A株式会社)15%添加時)である。

【0103】  
Bボンドは、架橋剤を添加剤とする。Bボンドの性状は、外観：乳白色粘稠液、不揮発分(%)：55、粘度/25℃：10Pa·s、pH：6.3である。架橋剤(架橋

補正後の明細書等

発明の名称  
…

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
不燃性を備える建築用の外装材であって、…前記基材に前記化粧単板を接着するための、ビニル樹脂を含まない水性高分子イソシアネート系接着剤と、…、寸法安定化処理が施されていることを特徴とする外装材。

発明の詳細な説明の抜粋  
【0100】  
水性高分子イソシアネート系接着剤4としては、Aボンド(A株式会社)が挙げられる。Aボンドは、真空プレス接着による曲面等の接着に適用可能な接着剤である。

【0101】  
…

【0102】  
…

【0103】  
(削除)

剤H-30)の性状は、外観：黒褐色均質液体、粘度/25℃：0.024Pa·sである。

**[結論]**

新規事項の追加に該当する。

**[説明]**

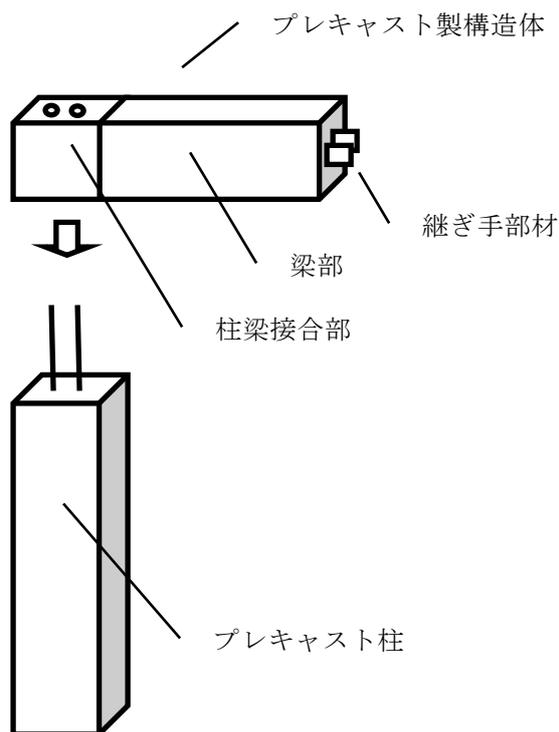
意見書において、Aボンドは、ビニル樹脂を含まない水性高分子イソシアネート系接着剤である旨の主張がなされる一方、発明の詳細な説明から、Bボンドを削除する補正がなされた。

そして、ビニル樹脂を含む水性高分子イソシアネート系接着剤と、ビニル樹脂を含まない水性高分子イソシアネート系接着剤とは、接着性能等が異なるものであることは、本願出願時の技術常識から明らかであるが、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面には、接着剤の商品名が提示されているのみで、それらの接着性能等の違いについて言及されていない。

よって、本願発明における水性高分子イソシアネート系接着剤又はAボンドが、ビニル樹脂を含むか否かについての記載がない中で、出願人の上記主張のとおり、当業者が、Aボンドがビニル樹脂を含まないことを理解できるとしても、当該理解から「ビニル樹脂を含まない水性高分子イソシアネート系接着剤」が記載されているのと同然ということはできない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 17〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当するもの)

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 柱梁接合構造</p>	<p><b>発明の名称</b> …</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 柱梁接合部と梁部とを含むプレキャスト製構造体により、プレキャスト柱と鉄骨梁とが接合された柱梁接合構造であって、 継手部材が突出したプレキャスト製構造体を、… 下階のプレキャスト柱の上に設置し、…ことを特徴とする柱梁接合構造。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 柱梁接合部と梁部とを含むプレキャスト製構造体により、プレキャスト柱と鉄骨梁とが接合された柱梁接合構造であって、 継手部材が<u>柱梁接合部から</u>突出したプレキャスト製構造体を、… 下階のプレキャスト柱の上に設置し、…ことを特徴とする柱梁接合構造。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> … 上述の目的を達成するため、本発明にかかる柱梁接合構造体は、柱梁接合部と梁部とを予め一体化したプレキャスト製構造体が、建物のプレキャスト柱の上に取付けられた柱梁接合構造体であって、… プレキャスト製構造体2は、柱梁接合部5の側面に梁部3の一方の端部がそれぞれ固定され、全体がプレキャストコンクリートにより一体的に形成されている。…各々の梁部3の他方の先端部から、鉄骨梁と接続するための継手部材16が突出している。…</p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋及び図面</b> …</p>
<p><b>図面</b></p>	



**[結論]**

新規事項の追加に該当する。

**[説明]**

当初明細書等において、プレキャスト製構造体の柱梁接合部から継手部材を突出させることは記載されてなく示唆もない。

一方、意見書において、当初の特許請求の範囲には、プレキャスト製構造体から継手部材が突出していると記載されており、さらに、継手位置として、梁部先端部を選択するか柱梁接合部を選択するかは、当業者が適宜行う設計変更であるから、当初明細書等の記載から、プレキャスト製構造体の柱梁接合部から継手部材を突出させることは明らかであって、その事項がそこに記載されているのと同然であると理解できる旨、主張された。

しかしながら、当初明細書等における実施例には、梁部先端部から継手部材が突出しているものしか記載されておらず、継手部材の取付箇所を柱梁接合部に特定した発明についての記載はなく、また、柱梁接合部と梁部とを含むプレキャスト製構造体の継手部材取付箇所として、柱梁接合部の上下面や梁部側面等、多様なものが想定され、「継手部材が柱梁接合部から突出したプレキャスト製構造体」が、当初明細書等の記載から明らかであるとはいえず、その事項がそこに記載されているのと同然であると理解されない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 18〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当するもの)

出願当初の明細書等

発明の名称

ロータリースイッチ

特許請求の範囲

【請求項 1】

複数の固定端子9a～9dを備えた端子板8に回動可能にセクタ12を保持させ、上記セクタ12として固定端子9a～9dと接触する摺動軌跡上に多数の透孔15を設けた一枚の導電板14をこの透孔15より突出する絶縁突出部16を設けた絶縁板13に貼りつけてなるロータリースイッチ。

発明の詳細な説明の抜粋

合成樹脂などの絶縁体よりなる端子板8の一端部には、弾性体よりなる固定端子9が4本リベット10などによって固着されている。端子板の中央には、ロータリーシャフト11に結合されて回動するセクタ12が配置されている。セクタ12は、合成樹脂などの絶縁板13の表面に一枚の導電板14を貼り付けて構成されている。この導電板14の固定端子9b～9dが接触する面の摺動軌跡上には透孔15が形成され、この透孔15からは、絶縁板13と一体に形成した透孔15の形状とほぼ相似形の絶縁突出部16が突出している。

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

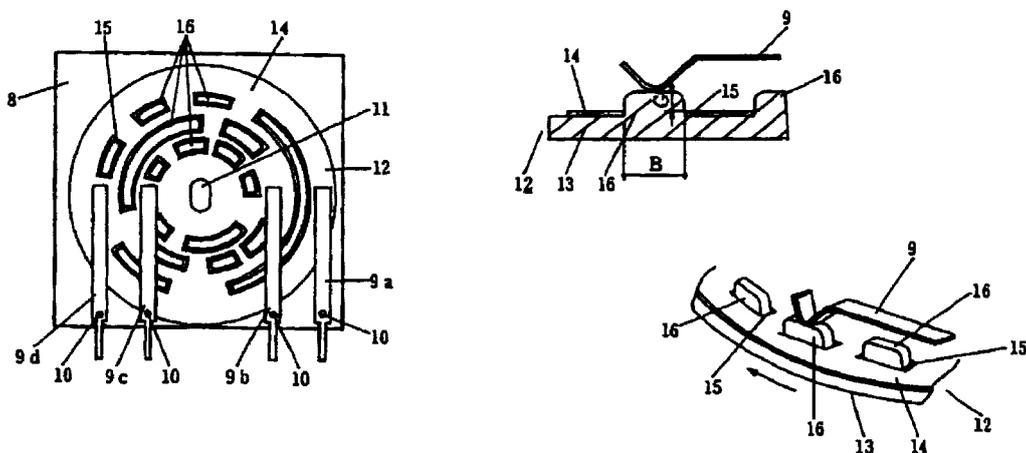
【請求項 1】

.....  
 .....  
 .....多数の透孔15を設けた一枚の銅板14を.....  
 .....  
 .....

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....銅板14を貼り付けて構成されている。この銅板14の固定端子9b～9dが接触する面の摺動軌跡上には透孔15.....  
 .....  
 .....

図面



[結論]

新規事項の追加に該当する。

[説明]

導電板として銅板を用いることは、普通に知られていることではあるが、当初明細書等のいずれの箇所にも「銅板」についての記載はない。そして、出願時の技術常識に照らせば、一般に、ロータリースイッチのセレクタの表面に貼り付けられる導電板には、目的に応じて銅、銅合金、銀などの金属板が使われ、金めっきされることもある。そうすると、当初明細書等に記載した「導電板」が「銅板」を意味することが当業者にとって自明であるとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 19〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当しないもの)

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
肥料袋の開封装置

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
袋詰めされている肥料を散布機のホッパに人手またはコンベヤで投入する位置に、肥料を詰めた肥料袋を運搬する運搬車の荷枠や荷台に肥料袋を滑り落とす樋を、角度保持手段と枢支手段からなる傾斜角度調節機構によって、保定支柱に対し、傾斜角度を調節可能に設置し、この樋の下端部に、樋を滑り落ちる肥料袋の重量により袋の下方を突き刺して開封する凸状の開封刃を設けたことを特徴とする肥料袋の開封装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
.....

符号1は肥料の入った袋である肥料袋2を開封するための開封装置で、この開封装置1は、肥料袋2を滑らせて落下させる樋3と保定支柱4との間に介装したアーム6により構成される角度保持手段と樋3を保定支柱4に対して回動可能に枢支するピン5により構成される枢支手段からなる傾斜角度調節機構によって、保定支柱4に対し、樋3の傾斜角度を調節可能にしている。この樋3の下端部上面に、樋3を滑り落ちる肥料袋2の重力により袋の下方を突き刺して開封する凸(山)状の開封刃7を固定ボルト7aにより着脱可能、かつ角度調節可能に取り付けている。  
.....

**補正後の明細書等**

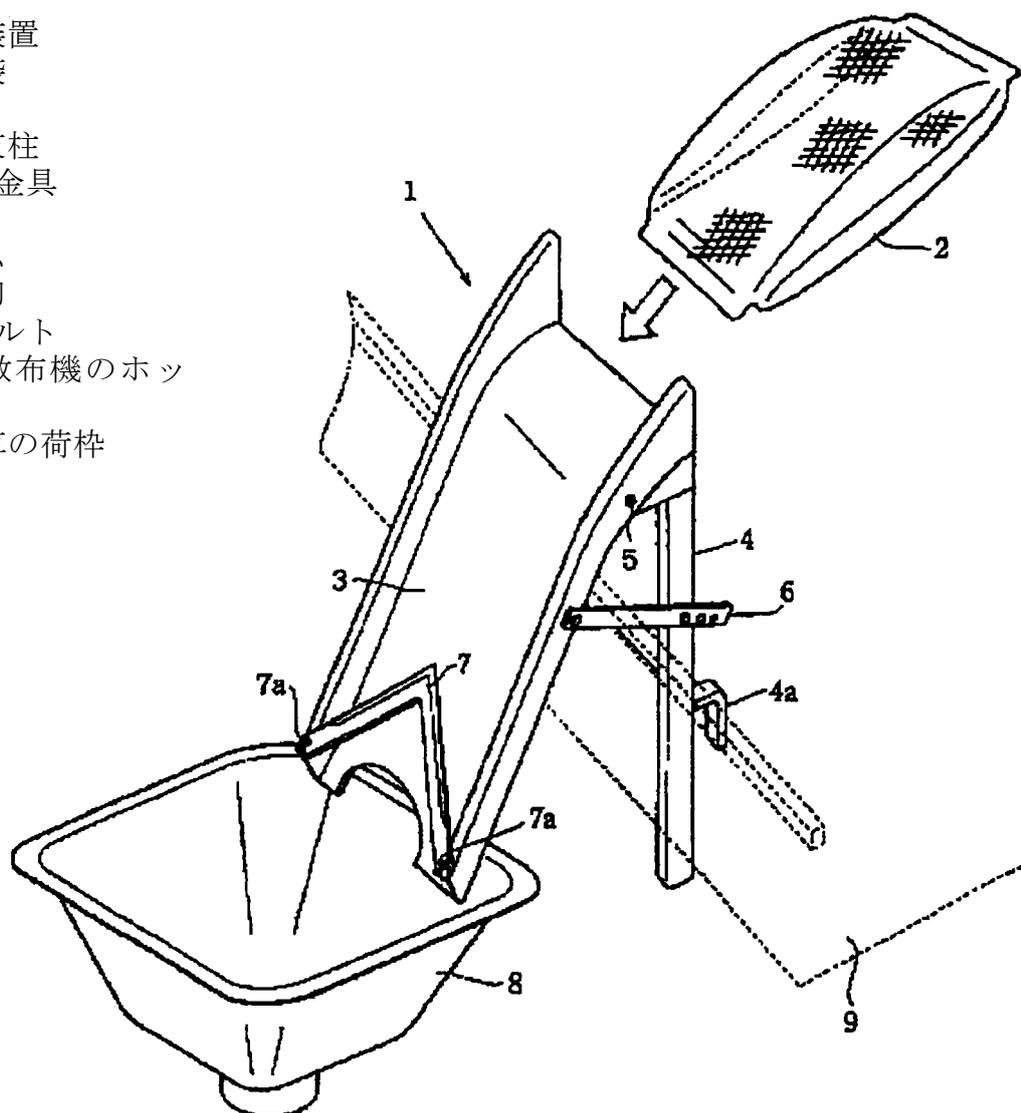
**発明の名称**  
.....

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
袋詰めされている肥料を散布機のホッパに人手またはコンベヤで投入する位置に、肥料を詰めた肥料袋を運搬する運搬車の荷枠や荷台に肥料袋を滑り落とす樋を、樋と保定支柱との間に介装したアームにより構成される角度保持手段と枢支手段からなる傾斜角度調節機構によって、保定支柱に対し、傾斜角度を調節可能に設置し、この樋の下端部に、樋を滑り落ちる肥料袋の重量により袋の下方を突き刺して開封する凸状の開封刃を設けたことを特徴とする肥料袋の開封装置。

**発明の詳細な説明及び図面の抜粋**  
.....

図面の抜粋

- 1……開封装置
- 2……肥料袋
- 3……樋
- 4……保定支柱
- 4a…フック金具
- 5……ピン
- 6……アーム
- 7……開封刃
- 7a…固定ボルト
- 8……肥料散布機のホッパ
- 9……運搬車の荷枠



**[結論]**

新規事項の追加に該当しない。

**[説明]**

本事例では、肥料袋の開封装置の発明特定事項の一つである「傾斜角度調節機構」について、当初の特許請求の範囲には、「角度保持手段と枢支手段からなる傾斜角度調節機構」と記載されており、当初明細書の発明の詳細な説明には、実施例として「樋3と保定支柱4との間に介装したアーム6により構成される角度保持手段と樋3を保定支柱4に対して回動可能に枢支するピン5により構成される枢支手段

からなる傾斜角度調節機構」と記載されている。すなわち、実施例の「樋を保定支柱に対して回動可能に枢支するピンにより構成される枢支手段」に対応して、当初の特許請求の範囲には、特定の構造に言及することなく、「枢支手段」と記載されている。

そして、本事例の当初明細書等において、「樋と保定支柱との間に介装したアームにより構成される角度保持手段と樋を保定支柱に対して回動可能に枢支するピンにより構成される枢支手段からなる傾斜角度調節機構」のみが記載されていたと解すべき特段の事情(たとえば、角度保持手段を上記アームにより構成する点と枢支手段を上記ピンにより構成する点に相互依存の関係、機能的結合関係がある場合等)は認められないので、当初明細書等には「樋と保定支柱との間に介装したアームにより構成される角度保持手段と枢支手段からなる傾斜角度調節機構」が記載されていたものと認められる。

したがって、補正後の特許請求の範囲に記載された事項は、当初明細書等に記載された事項といえる。

〔事例 20〕 下位概念化又は付加（新規事項の追加に該当するもの）

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 熱可塑性樹脂組成物</p>	<p><b>発明の名称</b> .....</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 熱可塑性樹脂100質量部に対して、リン酸エステル50～200質量部配合した、難燃性に優れた熱可塑性樹脂組成物。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> <u>縮合系</u>の熱可塑性樹脂100質量部に対して、リン酸エステル50～200質量部配合した、難燃性に優れた熱可塑性樹脂組成物。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> 本願におけるリン酸エステルは熱可塑性樹脂の難燃性を改善するのに有効である。熱可塑性樹脂としてはポリエステル、ポリアミド等が例示される。</p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ..... ..... ..... .....。</p>

**〔結論〕**

新規事項の追加に該当する。

**〔説明〕**

当初明細書等のいずれの箇所にも「縮合系の熱可塑性樹脂」の記載はない。また、「ポリエステル、ポリアミド等」は単に「熱可塑性樹脂」の例示として説明されているのみで、当初明細書に記載した「ポリエステル、ポリアミド等」が「縮合系熱可塑性樹脂」を意味することが当業者にとって自明であるとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 21〕 下位概念化又は付加（新規事項の追加に該当するもの）

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<b>発明の名称</b> 消化器疾患治療剤	<b>発明の名称</b> .....
<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 化合物Aを有効成分とする <u>消化器疾患治療剤</u> 。	<b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 化合物Aを有効成分とする <u>膵炎治療剤</u> 。
<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> 本願発明の薬剤は、消化管粘膜の保護作用を有する。	<b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ..... .....。

**〔結論〕**

新規事項の追加に該当する。

**〔説明〕**

当初明細書等のいずれの箇所にも、膵炎治療剤の記載はなく、当初明細書等全体の記載及び出願時の技術常識を考慮しても、消化管粘膜の保護作用を有する消化器疾患治療剤が膵炎治療剤を意味することが当業者に自明であるとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 22〕 下位概念化又は付加（新規事項の追加に該当するもの）

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> あん</p>	<p><b>発明の名称</b> アイスクリーム用あん</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 ゆで小豆、甘味料及びグリセリンを含有する<u>あん</u>。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 ゆで小豆、甘味料及びグリセリンを含有する<u>アイスクリーム用あん</u>。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ……従来のはんにグリセリンを添加することにより、保存性に優れ、しかも冷凍時に凍結しないという効果が奏せられる。</p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> …………… …………… …………… 奏せられ、<u>特にアイスクリーム用に最適である</u>。</p>

**〔結論〕**

新規事項の追加に該当する。

**〔説明〕**

出願当初の明細書中に「冷凍時に凍結しない」という記載があるが、当初の明細書等のいずれの箇所にも、「アイスクリーム用」に用途を特定した発明についての記載はなく、また、冷凍時に凍結しないあんは種々の用途が想定され、「アイスクリーム用」に特定した発明が記載されているのも同然とも理解されない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 23〕 下位概念化又は付加（新規事項の追加に該当しないもの）

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p>発明の名称 化粧品</p>	<p>発明の名称 化粧品</p>
<p>特許請求の範囲 【請求項 1】 (a) カルボキシビニルポリマーと (b) 油剤と (c) アルキル基を有するセルロース系高分子と 含有する水中油型乳化組成物を含有する化粧品。</p>	<p>特許請求の範囲 【請求項 1】 (a) カルボキシビニルポリマーと (b) 油剤と (c) <u>カルボキシメチルセルロース、カルボキシエチルセルロース、カルボキシプロピルセルロースから選ばれる一種以上と</u> 含有する水中油型乳化組成物を含有する化粧品。</p>
<p>発明の詳細な説明の抜粋 …本発明に用いられる成分(c)は、成分(a)、(b)を乳化させ、経時安定性を向上させ、みずみずしい使用感と保湿効果を組成物に与えることができる。成分(c)としては、例えば、メチルセルロース…カルボキシメチルセルロース、カルボキシエチルセルロース、カルボキシプロピルセルロースなどが挙げられ、特にカルボキシメチルセルロース、カルボキシエチルセルロース、カルボキシプロピルセルロースを用いることが好ましい。</p> <p>【実施例1】(c)成分：カルボキシメチルセルロース 【実施例2】(c)成分：カルボキシエチルセルロース 【実施例3】(c)成分：カルボキシプロピルセルロース</p>	<p>発明の詳細な説明の抜粋 …</p>

〔技術常識〕

化粧品に用いられる水中油型乳化組成物において、組成物の構成成分について、作用、機能が同等のものであれば、それらが単独で使用できるだけでなく、

複数組み合わせても同等の効果が期待できることは技術常識であり、ある成分に属する化合物を例示した後に「これらは、一種又は二種以上を適宜選択又は組み合わせることで配合することができる。」等の表現を付記する技術文献も多数存在する。また、水中油型乳化組成物において、アルキル基を有するセルロース系高分子を複数併用している技術文献も多数存在する。

**【結論】**

新規事項の追加に該当しない。

**【説明】**

当初明細書等には、カルボキシメチルセルロース、カルボキシエチルセルロース、カルボキシプロピルセルロースは組成物の経時安定性を向上させ、みずみずしい使用感と保湿効果を与える「アルキル基を有するセルロース系高分子」の中の好ましい成分として同等物であることが記載されている。その記載に触れた当業者が上記化粧料分野の技術常識を併せて考慮すれば、これら三つの化合物を単独で使用する場合だけでなく、併用した場合であっても、それぞれの化合物を単独で使用した場合と同様に組成物の経時安定性を向上させ、みずみずしい使用感と保湿効果を与える成分として働くことは明らかである。

したがって、「成分(c)としては、・・・特にカルボキシメチルセルロース、カルボキシエチルセルロース、カルボキシプロピルセルロースを用いることが好ましい。」という記載が、成分(c)としてカルボキシメチルセルロース等を単独で使用する態様のみを意味すると解釈するよりは、それらを単独で使用又は併用できると解釈する方が自然である。

また、補正は、「アルキル基を有するセルロース系高分子」を、好ましいとして例示されていたカルボキシ基を有するものに限定したことを特徴とするものであり、「一種以上」の部分に何らかの技術上の意義を有するものではないし、「一種以上」との記載は、当初明細書等に記載されていない特定の具体的な組合せを新たに提示するものでもない。

そうすると、「アルキル基を有するセルロース系高分子」を「カルボキシメチルセルロース、カルボキシエチルセルロース、カルボキシプロピルセルロースから選ばれる一種以上」とする補正は、技術常識を参酌すれば、当初明細書等の記載から自明な事項ということが出来る。

〔事例 24〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 圧延方法</p>	<p><b>発明の名称</b> .....</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 断面長方形形状の鋳片に対して、短辺側及び長辺側からそれぞれ複数回圧下する圧延方法であって、長辺側からの圧下回数を短辺側からの圧下回数と同数以下にした圧延方法。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> 【請求項 1】 ..... ..... ..... ..... 同数未満にした圧延方法。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> 長辺側からの圧下回数を短辺側からの圧下回数と同数以下に設定するのは、長辺側からの圧下によって短辺側からの圧下効果が解消されてしまうが、長辺側からの圧下回数が短辺側からの圧下回数以下であれば、短辺側からの圧下効果が残るからである。 実施例では、圧下を短辺側からは 5 回行い、長辺側からは 2 回行っている。従って、短辺側からの圧下の効果は保持されている。</p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> ..... ..... 同数未満 ..... ..... .....、長辺側からの圧下回数が短辺側からの圧下回数未満であれば、短辺側からの圧下効果が残るからである。 ..... ..... .....</p>

**〔結論〕**  
新規事項の追加に該当しない。

**〔説明〕**  
この補正は、当初の請求項においては、長辺側からの圧下回数を短辺側からの圧下回数と「同数以下」に設定していたものを、「同数未満」とするものである。  
当初明細書等には、長辺側からの圧下回数を短辺側の圧下回数未満にするとの直接的な記載はないものの、長辺側からの圧下回数を短辺側の圧下回数と同数以下にすること、すなわち、長辺側からの圧下回数を短辺側の圧下回数と同数又は同数未満にすることが記載されていると認められる。また、実施例として、長辺側から 2 回、短辺側から 5 回それぞれ圧下する方法が記載されている。そして、当初明細書等の記載及び出願時の技術常識から、長辺側からの圧下回数を短辺側からの圧下回数と同数未満にすることは、短辺側からの圧下の効果を保持するた

めのものであると認められ、この補正により新たな技術上の意義が追加されないことは明らかである。

そうすると、この補正は、新たな技術的事項を導入するものではなく、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものということができる。

〔事例 25〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当しないもの)

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
携帯電話端末

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
通信機能と、表示手段と、入力手段とを有する携帯電話端末であって、  
……  
前記入力手段の操作により通信機能を停止させる指示が入力されると、当該通信機能を停止させて通信接続情報の交信を行わないようになり、  
前記通信機能以外の時計機能、電話帳機能を含む複数の機能はそのまま動作可能としたことを特徴とする携帯電話端末。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
本発明は、無線通信機能のみを停止させた状態で、その他の機能、例えば時計機能や電話帳機能などを使用可能とした携帯電話端末に関する。  
……………、携帯電話端末全体の電源をオフしなくても使用者の要求に基づいて無線通信機能を停止することができる。  
そして、携帯電話端末の無線通信機能のみを停止させた状態においては、無線通信以外の機能は使用可能として利便性を向上させることができる。使用可能な機能としては、例えば、時計機能、電話帳機能、音楽再生機能、ボイスレコーダ機能等が挙げられる。

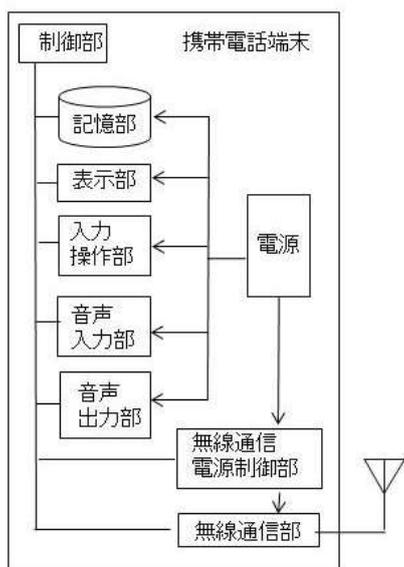
**図面**

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
…

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
通信機能と、表示手段と、入力手段とを有する携帯電話端末であって、  
……  
前記入力手段の操作により通信機能を停止させる指示が入力されると、当該通信機能を停止させて通信接続情報の交信を行わないようになり、  
前記通信機能以外の時計機能、電話帳機能、音響信号を音声電気信号に変換する機能、音声電気信号を音響信号に変換する機能を含む複数の機能はそのまま動作可能としたことを特徴とする携帯電話端末。

**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**  
…



**[結論]**

新規事項の追加に該当しない。

**[説明]**

出願当初の明細書等には、携帯電話端末の「無線通信以外の機能は使用可能」とすること、及び、携帯電話端末の「時計機能、電話帳機能、音楽再生機能、ボイスレコーダ機能等」を使用可能とすることが記載されているが、「音響信号を音声電気信号に変換する機能」及び「音声電気信号を音響信号に変換する機能」を使用可能とすることは記載されていない。

しかしながら、出願時において、音楽再生機能やボイスレコーダ機能が、無線通信機能を用いずに音響信号を音声電気信号へ変換したり、逆に音声電気信号を音響信号へ変換したりする機能を利用したものであることは技術常識である。

また、出願当初の明細書に「通信機能のみ」を停止させると記載されていること、図面には、制御部が電源に対する制御を行うことなく、電源と無線通信部の間に設けられた無線通信電源制御部により無線通信部への電力供給を制御していることが記載されていることを鑑みれば、携帯電話端末の無線通信機能を停止した状態であっても、無線通信部以外への電力供給は維持されており、無線通信を行わないすべての機能は使用可能となっていると解するのが自然である。

したがって、「通信機能以外の」「音響信号を音声電気信号に変換する機能、音声電気信号を音響信号に変換する機能」を使用可能とすることは、出願当初の明細書等の記載に接した当業者からみて、出願時の技術常識に照らして、記載されているのと同然であるといえる事項である。

〔事例 26〕 下位概念化又は付加（新規事項の追加に該当しないもの）

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
インターホン装置

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
インターホン子機とインターホン親機とを備えるインターホン装置において、  
人体を検出する人検出手段と、  
前記人検手段によって人体を検出した場合に監視領域の画像を取得する撮像手段と、  
前記画像における前記人体の顔の存在領域を検出する顔検出手段と、  
前記顔検出手段が検出した顔検出領域の拡大及び露出補正を行う補正手段と、  
前記人検出手段が人体を検出すると前記顔検出手段に顔存在領域を検出させるとともに当該顔検出手段が検出した顔検出領域に基づいて前記補正手段による補正の要否を判断し、当該補正が必要と判断した場合に前記補正手段に補正を行わせる制御手段とを備えたことを特徴とするインターホン装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
本発明は、親機のモニタに表示される訪問者を容易に確認することができるインターホン装置に関する。  
従来、玄関やロビーに設置されたドアホン子機にカメラを設け、室内に設置された親機のモニタにカメラの映像を表示することによって、家人が室内から訪問者を確認することができるインターホン装置が知られている。このようなインターホン装置では、通常、ドアホンを押下することによってカメラを起動させることから、親機のモニ

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
インターホン装置

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
インターホン子機とインターホン親機とを備えるインターホン装置において、  
人体を非接触で検出する人検出手段と、  
…

**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**  
…

タに表示される画像は、訪問者がドアホンを押下した後の画像となる。そのため、親機のモニタに表示される画像では訪問者を確認しにくい場合があった。

そこで、本発明のインターホン装置では、訪問者を検出すると、ドアホン子機のカメラで撮像される画像から顔存在領域を検出し、この顔存在領域の拡大や露出補正などの補正処理の要否判断の結果、画像に占める顔存在領域の割合が低い場合や、顔存在領域が暗い場合など、補正処理が必要と判断された場合には、補正処理(拡大、露出補正)が実行される。したがって、親機のモニタに表示される画像から、訪問者の顔を確認しやすくなるという効果がある。

なお、訪問者を検出する人検出手段としてはドアホン子機の呼出ボタンが挙げられるが、これに限らず、赤外線人感センサや超音波人感センサなどの人感センサを用いてもよい。

#### [結論]

新規事項の追加に該当しない。

#### [説明]

補正により特許請求の範囲に記載された請求項が、「人体を検出する人検出手段」(上位概念)から「人体を非接触で検出する人検出手段」(下位概念)に補正された。出願当初の明細書等には、「人検出手段としてはドアホン子機の呼出ボタンが挙げられるが、これに限らず、赤外線人感センサや超音波人感センサなどの人感センサを用いてもよい」と記載されているものの、「人体を非接触で検出する人検出手段」は記載されていない。

ここで、出願時、人体を非接触で検出する手段として、赤外線や超音波を利用した人感センサや、カメラを用いた画像認識が広く知られていた。このことから、当初明細書等に記載された「赤外線人感センサや超音波人感センサ」は非接触型の人検出手段の例を挙げているにすぎず、これらの例を包含する「人感センサ」が、非接触で人体を検出する手段を広く包含する概念を意味していることは明らかである。そして、出願当初の明細書等に、ドアホン子機の呼出ボタン(接触型の人検出手段)に代えて、人感センサ(非接触型の人検出手段)を用いてもよいと

記載されていることを鑑みると、「人体を非接触で検出する人検出手段」とする補正により新たな技術的事項を導入するものではない。

したがって、この補正は、出願当初の明細書等に記載した事項の範囲内においてするものである。

〔事例 27〕 下位概念化又は付加 (新規事項の追加に該当しないもの)

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
帯域制御装置

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
トラヒックに対して帯域制御処理を実行する帯域制御装置であって、前記帯域制御装置に接続する端末装置からトラヒックを受信する受信手段と、受信したトラヒックに関連するアプリケーションを特定する特定手段と、前記アプリケーションに対応する帯域制御ルールを記憶するテーブルと、前記帯域制御ルールに基づいて前記受信したトラヒックに対して帯域制御処理を実行する処理手段と、トラヒックの通信状況に基づいて前記帯域制御ルールの重要度を判定する判定手段と、前記重要度に基づいて前記テーブル内の帯域制御ルールの配置を変更するテーブル制御手段と、を備えることを特徴とする帯域制御装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
本発明は、従来、帯域制御装置が、所定のアプリケーションのトラヒックに対して帯域制御ルールを適用する際、帯域制御ルールを記憶するテーブルの上位から順番に帯域制御ルールの検索を行っており、テーブル内の帯域制御ルールの配置によっては、帯域制御ルールを適用するまでに時間がかかるという問題があった。  
そこで、本発明では、トラヒックの通信状況に基づいて帯域制御ルールの重要度を判定し、重要度の高い帯域制御ルールをテーブルの上位に配置することによって、帯域制御ルールを適用するまでの時間を短縮することを可能とする。

**補正後の明細書等**

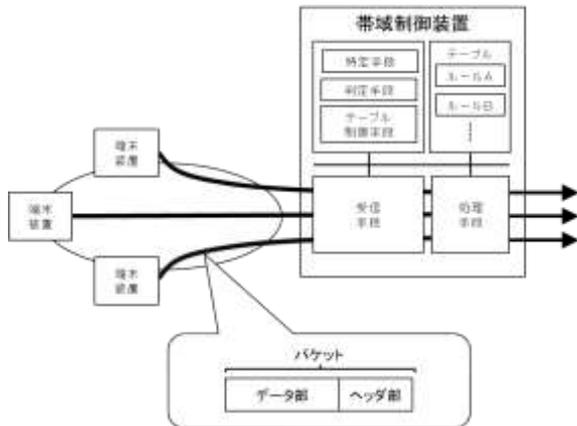
**発明の名称**  
.....

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
.....  
.....  
.....受信手段と、パケットに含まれる情報に基づいて、受信したトラヒックに関連するアプリケーションを特定する特定手段と、  
.....  
.....  
.....を備えることを特徴とする帯域制御装置。

**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

………特定手段は、パターンマッチングによって、例えば、パケットのヘッダ部に含まれるポート番号等に基づいてアプリケーションを特定してもよい。

図面



【結論】

新規事項の追加に該当しない。

【説明】

補正により特許請求の範囲に記載された請求項が、「受信したトラヒックに関連するアプリケーションを特定する特定手段」(上位概念)から「パケットに含まれる情報に基づいて、受信したトラヒックに関連するアプリケーションを特定する特定手段」(下位概念)に補正された。

出願当初の明細書等には、「パケットのヘッダ部に含まれるポート番号」に基づいてアプリケーションを特定することが記載されているが、「パケットに含まれる情報」に基づいてアプリケーションを特定することは記載されていない。

しかしながら、「パケットのヘッダ部に含まれるポート番号」がパケットに含まれる情報であることは明らかであり、出願時、アプリケーションを特定するためのパターンマッチングにおいて「パケットのヘッダ部に含まれる情報」をマッチング対象とすること、「パケットのデータ部に含まれる情報」をマッチング対象とすることは、いずれも技術常識である。

さらに、出願当初の明細書等に記載された「パケットのヘッダ部に含まれるポート番号」は、パターンマッチングの際のマッチング対象の例示にすぎず、パターンマッチングの対象としては、パケットに含まれる情報であればよいことは明らかである。

以上より、「パケットに含まれる情報に基づいて、」受信したトラヒックに関連するアプリケーションを特定する特定手段、とする補正により新たな技術的事項を導入するものではない。

したがって、この補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものである。



〔事例 29〕 数値限定（新規事項の追加に該当するもの）

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 安定化されたレゾルシン配合剤</p>	<p><b>発明の名称</b> .....</p>
<p><b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 粘土鉱物をベースとするレゾルシン配合剤に乳酸を0.001～2質量%添加してなる安定化されたレゾルシン配合剤。</p>	<p><b>特許請求の範囲</b> <b>【請求項 1】</b> 粘土鉱物をベースとするレゾルシン配合剤に乳酸を0.1～1質量%添加してなる安定化されたレゾルシン配合剤。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> 乳酸の配合剤への添加量としては、0.05～2質量%が好ましい。(0.1質量%、1質量%という値は記載されていない。)</p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> .....</p>

**〔結論〕**

新規事項の追加に該当する。

**〔説明〕**

0.1質量%、1質量%という数値のいずれも出願当初の明細書等に記載されておらず、また、数値範囲を「0.1～1質量%」とすることが記載されているのと同然であるとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 30〕 数値限定（新規事項の追加に該当しないもの）

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p>発明の名称 中空微小体</p>	<p>発明の名称 .....</p>
<p>特許請求の範囲 【請求項 1】 <u>200～10000<math>\mu\text{m}</math></u>の実質的に均一な直径を有し、.....中空ガラス微小球。</p>	<p>特許請求の範囲 【請求項 1】 <u>200～6000<math>\mu\text{m}</math></u>の実質的に均一な直径を有し、.....中空ガラス微小球。</p>
<p>発明の詳細な説明の抜粋 ガラス微小球は、望まれる最終用途に依存して、種々の直径とすることができ、直径は200～10000<math>\mu\text{m}</math>、<u>好ましくは500～6000<math>\mu\text{m}</math></u>である。</p>	<p>発明の詳細な説明の抜粋 .....</p>

〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

この補正は、当初の特許請求の範囲に記載されていた直径の数値範囲「200～10000 $\mu\text{m}$ 」のうち、最大値を変更して「200～6000 $\mu\text{m}$ 」とするものであるが、補正後の数値範囲(200～6000 $\mu\text{m}$ )は、当初明細書に記載された数値範囲(直径200～10000 $\mu\text{m}$ )内のものであり、補正後の数値範囲を特定する数値(6000 $\mu\text{m}$ )は当初明細書において好ましい範囲を示す数値として記載されている。そうすると、補正後の数値範囲は当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである。

〔事例 31〕 数値限定（新規事項の追加に該当しないもの）

出願当初の明細書等

発明の名称  
仮止め用接着剤

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
HLB値9～11のポリグリセリンの脂肪酸エステル、ポリグリセリンのエチレンオキサイド付加物及びポリグリセリンのプロピレンオキサイド付加物の1種又はこれらの混合物を有効成分とする水に難溶で温水に容易に溶解することを特徴とする仮止め用接着剤。

発明の詳細な説明の抜粋  
【実施例】

HLB	軟化点 (°C)	接着強さ (Pa)	洗浄時間 (60°C温水)
11	50	0.0118	40秒
10	60	0.0147	50秒
9.5	50	0.0118	40秒
9	60	0.0196	1分10秒
8.5	65	0.0294	1分40秒
8	72	0.0490	2分15秒
7.5	85	0.0784	3分20秒

上記接着剤の有効成分は、そのHLB値が、7.5～11である。  
また、HLB値9～11のものが特に好ましい。  
.....

【補正 1】  
補正後の明細書等

発明の名称  
.....

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
HLB値7.5～11のポリグリセリンの脂肪酸エステル、ポリグリセリンのエチレンオキサイド付加物及びポリグリセリンのプロピレンオキサイド付加物の1種又はこれらの混合物を有効成分とする水に難溶で温水に容易に溶解することを特徴とする仮止め用接着剤。

【補正 2】  
補正後の明細書等

発明の名称  
.....

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
HLB値9.5～11のポリグリセリンの脂肪酸エステル、ポリグリセリンのエチレンオキサイド付加物及びポリグリセリンのプロピレンオキサイド付加物の1種又はこれらの混合物を有効成分とする水に難溶で温水に容易に溶解することを特徴とする仮止め用接着剤。

(注)HLB値：界面活性剤の分子内にもつ親水基と親油基のつり合いを数量的に表したものの

〔結論〕

【補正1】、【補正2】のいずれも、新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

【補正1】の場合、当該補正は、当初の特許請求の範囲に記載されたHLB値に関する数値範囲「9～11」を「7.5～11」に変更するものである。

本事例において、補正後の特許請求の範囲に記載された数値範囲(HLB値7.5～11)は、上記当初明細書の発明の詳細な説明に記載されていた事項である。

一方、【補正2】の場合、当該補正は、当初の特許請求の範囲に記載されたHLB値に関する数値範囲「9～11」を「9.5～11」に変更するものであるが、補正後の数値範囲(HLB値9.5～11)は、当初明細書に記載された数値範囲(HLB値7.5～11)に含まれているものであり、そして、本事例では、補正後の数値範囲を特定する数値(HLB値9.5及びHLB値11)が、上記当初明細書において、実施例の数値として記載されている。

これらの記載を含めて本事例の記載を総合的に判断すると、【補正2】における補正後の数値範囲(HLB値9.5～11)は、当初明細書等に記載されていた事項の範囲内のものであるといえる。

〔事例 32〕 除くクレーム（新規事項の追加に該当しないもの）

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 感光性平版印刷版</p>	<p><b>発明の名称</b> .....</p>
<p><b>特許請求の範囲</b></p>	<p><b>特許請求の範囲</b></p>
<p><b>【請求項 1】</b></p>	<p><b>【請求項 1】</b></p>
<p>親水化処理したアルミニウム板上に、ケン化度60～80モル%の部分ケン化ポリ酢酸ビニルとエチレン性不飽和結合を1個以上有する光重合性モノマーからなる感光層を設けた感光性平版印刷版において、<u>該感光層に含窒素複素環カルボン酸</u>を当該部分ケン化ポリ酢酸ビニルに対して、1～100質量%含有させたことを特徴とする感光性平版印刷版。</p>	<p>親水化処理したアルミニウム板上に、ケン化度60～80モル%の部分ケン化ポリ酢酸ビニルとエチレン性不飽和結合を1個以上有する光重合性モノマーからなる感光層を設けた感光性平版印刷版において、<u>該感光層に含窒素複素環カルボン酸(ニコチン酸を除く)</u>を当該部分ケン化ポリ酢酸ビニルに対して、1～100質量%含有させたことを特徴とする感光性平版印刷版。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b></p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b></p>
<p>本発明に用いられる含窒素複素環カルボン酸には、ピコリン酸、イソニコチン酸等が含まれている。</p>	<p>本発明に用いられる含窒素複素環カルボン酸には、ピコリン酸、イソニコチン酸等が含まれている。</p>
<p>（「含窒素複素環カルボン酸」が「ニコチン酸」である発明を記載した先行技術文献が発見された。）</p>	
<p><b>[結論]</b></p>	
<p>新規事項の追加に該当しない。</p>	
<p><b>[説明]</b></p>	
<p>補正後の特許請求の範囲の記載の一部を「含窒素複素環カルボン酸(ニコチン酸を除く)」とした補正は、引用発明として文献に記載された事項のみを除外することを明示したものであるので、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえる。</p>	
<p>「除くクレーム」とすることにより特許を受けることができる発明は、引用発明と技術的思想としては顕著に異なり本来進歩性を有するが、たまたま引用発明と重複するような発明である。</p>	

〔事例 33〕 除くクレーム (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等

発明の名称

感光性組成物

特許請求の範囲

【請求項 1】

3級エステル構造を有するフッ素原子含有重合体(A)及び光酸発生剤(B)を含有する感光性組成物。

発明の詳細な説明の抜粋

本発明に用いられる重合体(A)は、3級エステル構造を有し、フッ素原子を含有するものであれば、特に限定されない。

(3級エステル構造を有し、下記式(a)で表される構造単位を有するフッ素原子含有重合体及び光酸発生剤を含有する感光性組成物という発明を記載した先行技術文献が発見された。

補正後の明細書等

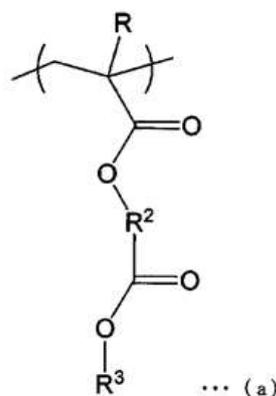
発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

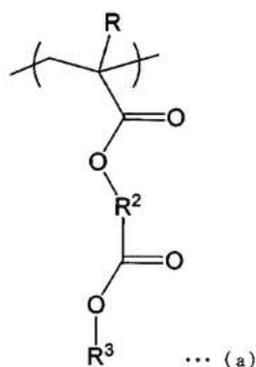
3級エステル構造を有するフッ素原子含有重合体(A)(ただし、一般式(a)で表される構造単位を有するものを除く。)及び光酸発生剤(B)を含有する感光性組成物。



式(a)中、Rは水素原子又はメチル基を、R<sup>2</sup>は少なくとも一つの水素がフッ素に置換されたアルキレン基を、R<sup>3</sup>はアリール基を表す。

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
 .....  
 .....



式(a)中、Rは水素原子又はメチル基を、R<sup>2</sup>は少なくとも一つの水素がフッ素に置換されたアルキレン基を、R<sup>3</sup>はアリール基を表す。)

#### [結論]

新規事項の追加に該当しない。

#### [説明]

補正後の特許請求の範囲の記載の一部を「3級エステル構造を有するフッ素原子含有重合体(A)(ただし、一般式(a)で表される構造単位を有するものを除く。)」とした補正は、先行技術として文献に記載された事項のみを除外することを明示したものであるので、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえる。

#### [補足説明]

「除くクレーム」とすることにより特許を受けることができる発明は、引用発明と技術的思想としては顕著に異なり本来進歩性を有するが、たまたま引用発明と重複するような発明である。引用発明と技術的思想としては顕著に異なる発明ではない場合は、「除くクレーム」とすることによって進歩性欠如の拒絶理由が解消されることはほとんどないと考えられる。

また、「除く」部分が請求項に係る発明の大きな部分を占めたり、多数にわたる場合には、一の請求項から一の発明が明確に把握できないことがあるので、留意が必要である。

〔事例 34〕 マーカッシュ形式 (新規事項の追加に該当するもの)

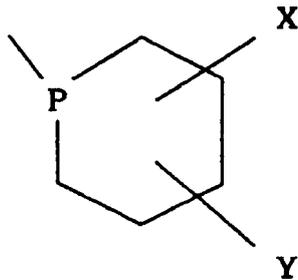
出願当初の明細書等

発明の名称

ホスファン誘導体

特許請求の範囲

【請求項 1】

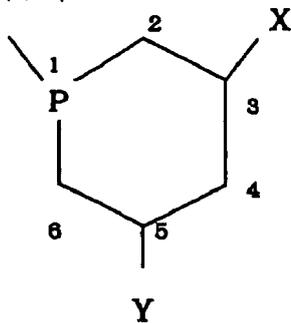


X=アルキル、アルケニル

Y=フェニル、アルコキシ

発明の詳細な説明の抜粋

好ましくは、



〔結論〕

新規事項の追加に該当する。

〔説明〕

当初明細書には、X、Yの置換位置として具体的に3-X、5-Yのホスファン誘導体が記載されているだけであり、3-X、4-Yのものは記載されていない。置換位置の特定されていない出願当初の特許請求の範囲に記載された事項は、X、Yの位置配置の組み合わせにおいて、13種の可能性を含む不特定のものを意味していたに過ぎず、3-X、4-Yという特定の位置関係のものがそこに記載されているのと同然ということとはできない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものでは

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

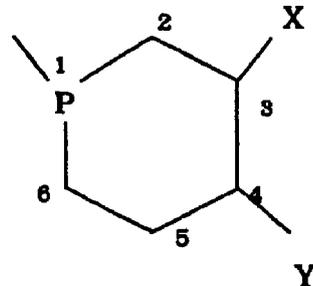
.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

発明の詳細な説明の抜粋

好ましくは、

.....  
 .....

又は、

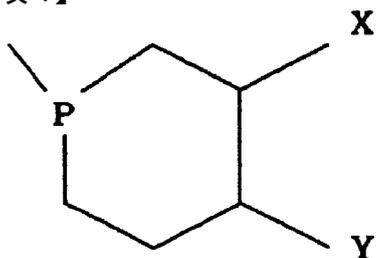


ないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 35〕 マーカッシュ形式（新規事項の追加に該当しないもの／するもの）

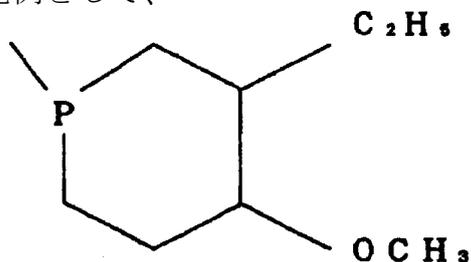
出願当初の明細書等  
 発明の名称  
 ホスファン誘導体

特許請求の範囲  
 【請求項 1】



X=アルキル、アルケニル、アミノ、アラ  
 ルキル、ハロゲン、シクロアルキル  
 Y=アルキル、フェニル、アルコキシ

発明の詳細な説明の抜粋  
 実施例として、



(一方、X=アルキル、Y=フェニルに相  
 当する化合物に関する記載はない。)

〔結論〕

【補正1】については、新規事項の追加に該当しない。

【補正2】については、新規事項の追加に該当する。

〔説明〕

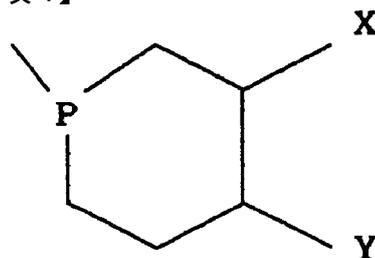
【補正1】、【補正2】ともに、補正後の特許請求の範囲に記載した化学物質は、当初明細書等に記載されていた選択肢のみで構成されている。

また、【補正1】の場合は、補正後の化合物については、置換基X=アルキル及び

【補正 1】

補正後の明細書等  
 発明の名称  
 .....

特許請求の範囲  
 【請求項 1】

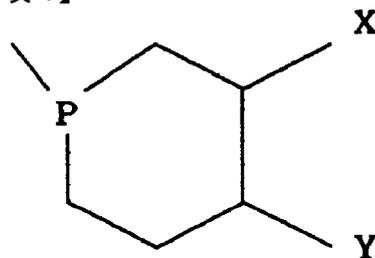


X=アルキル  
 Y=アルコキシ

【補正 2】

補正後の明細書等  
 発明の名称  
 .....

特許請求の範囲  
 【請求項 1】



X=アルキル  
 Y=フェニル

置換基Y=アルコキシという特定の組み合わせからなる選択肢が唯一のものとなるが、当初明細書の発明の詳細な説明における、置換基X=エチル(アルキルの下位概念)及び置換基Y=メトキシ(アルコキシの下位概念)の化学物質に関する実施例の記載と特許請求の範囲の記載とを総合すれば、X=アルキル及びY=アルコキシという上記特定の組み合わせを採用することは、当初明細書等に記載されていた事項といえる。

したがって、【補正1】の場合は、補正後の特許請求の範囲に記載された化学物質は、当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである。

一方、【補正2】の場合は、補正後の特許請求の範囲に記載した化学物質は、X=アルキル及びY=フェニルという特定の組み合わせが唯一の選択肢となるが、このような特定の組み合わせを採用することは出願当初の明細書等のいずれの箇所にも記載されておらず、また、記載されているのと同然ともいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

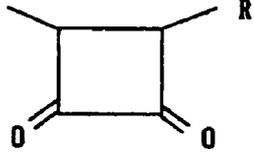
したがって、【補正2】の場合には、補正後の特許請求の範囲に記載された化学物質は、当初明細書等に記載した事項の範囲内のものとはいえない。

〔事例 36〕 マーカッシュ形式 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等

発明の名称  
シクロブタンジオン化合物類

特許請求の範囲  
【請求項 1】

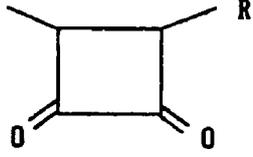
$A-(CH_2)_mZ(CH_2)_nNH$  

Z=硫黄、酸素またはメチレン  
m=1~3  
n=1~2  
R=アルキル、アルケニル、フェニル  
アルコキシ、シクロアルキル、  
ハロゲン、アミノ

補正後の明細書等

発明の名称  
.....

特許請求の範囲  
【請求項 1】

$A-(CH_2)_mZ(CH_2)_nNH$  

Z=硫黄、酸素またはメチレン  
m=1~3  
n=1~2  
R=アルキル、アルケニル、フェニル  
アルコキシ、シクロアルキル

〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

補正後の特許請求の範囲に記載した化学物質は、当初明細書等に記載されていた選択肢のみで構成されており、かつ補正後の選択肢の組み合わせに関しても当初明細書等に記載のない特定の選択肢の組み合わせに変更したのものでもなく、選択肢に係る記載には何等の新たな事項が加わっていない。

したがって、補正後の特許請求の範囲に記載した事項は、当初明細書等に記載した事項の範囲内のものである。

〔事例 37〕 マーカッシュ形式 (新規事項の追加に該当しないもの)

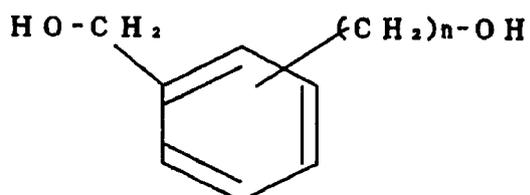
出願当初の明細書等

発明の名称

置換ベンジルアルコール

特許請求の範囲

【請求項 1】



……nは2～5の整数……

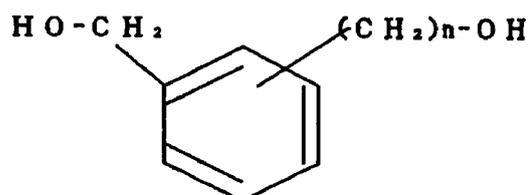
補正後の明細書等

発明の名称

……

特許請求の範囲

【請求項 1】



……nは3～5の整数……

〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

「n=2～5の整数」という記載と「nは2、3、4或いは5」という記載、及び「n=3～5の整数」という記載と「nは3、4或いは5」という記載は表現上の差異があるだけであって、その意味することは完全に同一である。

したがって、「nは2、3、4或いは5」という記載を「nは3、4或いは5」とする補正は、選択肢の一部を削除したに過ぎず、削除の補正後の事項は当初明細書等に記載された事項の範囲内のものである。

〔事例 38〕 マーカッシュ形式（新規事項の追加に該当しないもの）

出願当初の明細書等

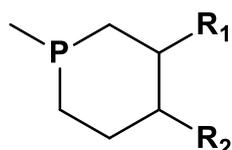
発明の名称

ホスファン誘導体

特許請求の範囲

【請求項 1】

以下の式で示される化合物。



R<sub>1</sub>=アルキル

R<sub>2</sub>=アルコキシ、またはヒドロキシ

【請求項 2】

R<sub>1</sub>はエチル、ビニル、アセチレンから選択されるアルキルである、請求項1記載の化合物。

発明の詳細な説明の抜粋

アルキルは、飽和または不飽和の炭化水素鎖である。

また、実施例として、R<sub>1</sub>がエチル、ビニル、アセチレンである化合物が記載されている。

〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

当初明細書等には、補正後の請求項1に記載された「アルケニル」、「アルキニル」について明示的記載はない。そして、補正前の請求項1に記載された「アルキル」は、通常、飽和の炭化水素鎖を意味する技術用語であり、「アルケニル」や「アルキニル」といった不飽和の炭化水素鎖は包含しない。

しかしながら、発明の詳細な説明に「アルキルは、飽和または不飽和の炭化水素鎖である。」と記載されているところ、不飽和の炭化水素鎖とは「アルケニル」

補正後の明細書等

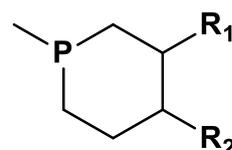
発明の名称

.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

以下の式で示される化合物。



R<sub>1</sub>=アルキル、アルケニル、またはアルキニル

R<sub>2</sub>=アルコキシ、またはヒドロキシ

【請求項 2】

R<sub>1</sub>はエチル、ビニル、アセチレンから選択されるアルキル、アルケニルまたはアルキニルである、請求項1記載の化合物。

発明の詳細な説明の抜粋

...

や「アルキニル」のことであり、さらに、補正前の請求項2及び実施例に、「アルケニル」、「アルキニル」の具体例であるビニル、アセチレンが記載されていることを参酌すると、補正後の請求項1に記載された「アルケニル」及び「アルキニル」は、当初明細書等の記載から自明な事項として認められる。

〔事例 39〕 先行技術文献の内容の追加（新規事項の追加に該当するもの）

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
ゴルフボール

**特許請求の範囲**  
**【請求項 1】**  
.....  
.....ゴルフボール。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
.....従来のゴルフボールの組成物としては、特開〇－〇〇〇号公報に開示されているものがある。  
本発明のゴルフボールは、直径、重量が従来のゴルフボールと同じで、表層部、中間層部、及び中心部に3分割され、表層部はゴムと充填材で構成され、  
.....。

（上記公報には、表層部として、特定のA-Bブロックコポリマー、トリブロックコポリマー、…などを用いたゴルフボールが開示されている。）

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
.....

**特許請求の範囲**  
**【請求項 1】**  
.....  
.....ゴルフボール。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
.....従来のゴルフボールの組成物としては、特開〇－〇〇〇号公報に開示されているものがある。  
本発明のゴルフボールは、直径、重量が従来のゴルフボールと同じで、表層部、中間層部、及び中心部に3分割され、表層部はゴムと充填材もしくは上記公報に開示されているようなA-Bブロックコポリマーで構成され、  
.....。

**〔結論〕**

新規事項の追加に該当する。

**〔説明〕**

出願当初の明細書等において文献が開示されているが、当該文献中に具体的に記載されている材料の一つであるA-Bブロックコポリマーを本願発明のゴルフボールの表層部に用いることとする補正は、発明の実施に関する情報を追加するものであり、出願当初の明細書等に記載された事項にするものとはいえず、また、当業者にとって自明な事項にするものともいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 40〕 効果の追加 (新規事項の追加に該当するもの)

出願当初の明細書等

発明の名称

X線発生管用ターゲット

特許請求の範囲

【請求項 1】

……基体(1)と……ターゲット膜(2)と、前記ターゲット膜(2)の表面に形成された導電性薄膜(3)とを有するX線発生管用ターゲット。

発明の詳細な説明の抜粋

導電性薄膜(3)により基体(1)と電氣的に接続されているので、表面が帯電することなく、出力が安定している。

補正後の明細書等

発明の名称

.....

特許請求の範囲

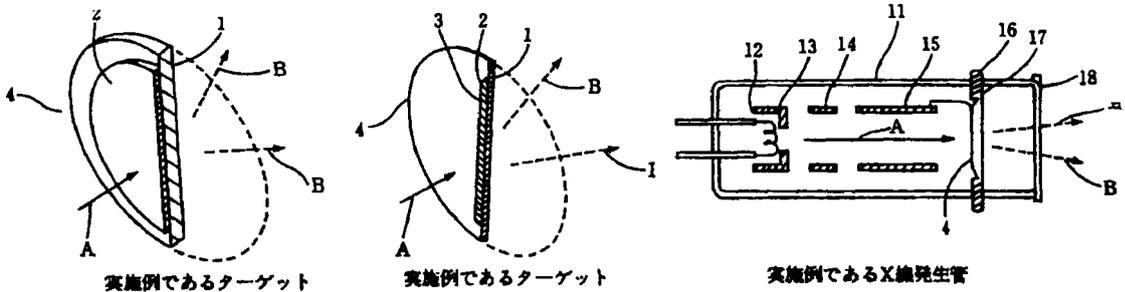
【請求項 1】

.....  
.....  
.....  
.....。

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
.....  
.....。導電性薄膜(3)が補強部材の役割も果たすのでターゲットの変形も防ぐことができるため、X線を均等に発生させることができる。

図面



〔結論〕

新規事項の追加に該当する。

〔説明〕

当初明細書には、導電性薄膜が帯電することのないものと記載されているにとどまる。そして、導電性薄膜がターゲットの変形を防ぐ程度の意味のある補強部材として機能するか否かは、その材質・厚さに依存する。そうすると、この記載に接した当業者が、「導電性薄膜が補強部材の役割も果たす」効果についてもそこに記載されているのと同然と理解するとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。



ない。

**[出願人の対応]**

発明の詳細な説明を補正することによって、追加された発明の効果に関する記載箇所を削除すれば、拒絶理由は解消する。

〔事例 42〕 効果の追加 (新規事項の追加に該当するもの)

出願当初の明細書等

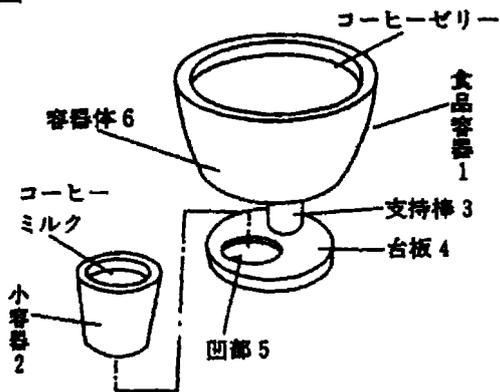
発明の名称

食品容器

発明の詳細な説明の抜粋

食品容器1の凹部5に小容器2を嵌合させて着脱自在に保持する。食品容器1と小容器2とを一体的に組込むことができ、持運びに便利である。

図面



〔結論〕

新規事項の追加に該当する。

〔説明〕

出願当初の図面の記載から、支持棒3を台板4と容器体6に対してそれぞれ偏心位置で連結していることは明らかであるが、追加記載された作用・効果(台板4と容器体6とが上下方向にたわみ易く、小容器2を容易に取り出すことが可能となる)は、当初明細書等のいずれの箇所にも明示的には記載されていない。偏心位置で連結しているために上下方向にたわみ易いかどうかは、構造や材質に依存し、また、そのために小容器を取り出しやすくなるかどうかは、更に小容器との位置関係に大きく依存する。そうすると、補正により追加された作用・効果は、当初明細書等に接した当業者に自明な事項であるとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

補正後の明細書等

発明の名称

.....

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
 .....  
 .....  
 .....

さらに、支持棒3を台板4と容器体6に対してそれぞれ偏心位置で連結しているので、支持棒3を支点として台板4と容器体6とは上下方向にたわみ易く、小容器2を容易に取り外すことができる。

図面

.....





〔事例 45〕 効果の追加（新規事項の追加に該当するもの）

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
アンテナ付き自動車用ウインドガラス

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
ウインドガラスの略全面にわたってアンテナとして機能する透明導電性薄膜が設けられており、この透明導電性薄膜は、アンテナアンプを介して自動車用音響装置および電源に接続されていることを特徴とするアンテナ付き自動車用ウインドガラス。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
……………以上の如く、本実施例の透明導電性薄膜はアンテナとヒータの機能を兼ね備える。

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
……………

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………  
……………。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
……………以上の如く、本実施例の透明導電性薄膜はアンテナとヒータと熱線遮蔽の機能を兼ね備える。

**〔結論〕**  
新規事項の追加に該当する。

**〔説明〕**  
補正によって、透明導電性薄膜が熱線遮蔽の機能も有することを追加した。しかし、たとえ透明導電性薄膜に熱線遮蔽機能を持たせることが周知であったとしても、熱線遮蔽機能との関係を示唆するような記載はなく、当初明細書等に接した当業者が、そこに熱線遮断の機能も兼ね備えることが記載されているのと同然と理解するとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。



の記載しかなく、この記載に接した当業者が、1回目と同じストロークで2回目の上下動ストロークを行うという作用及びこの作用に基づく上記効果まで記載されているのと同然と理解するとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 47〕 不整合記載の解消 (新規事項の追加に該当しないもの)

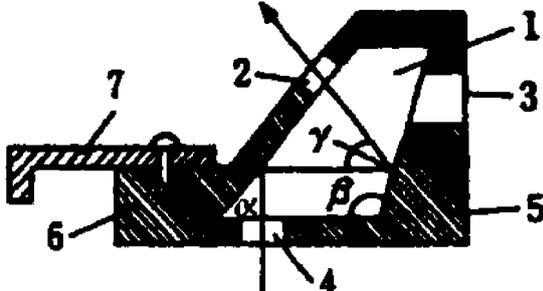
出願当初の明細書等

発明の名称  
算盤用数字読取り器

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
低角 $\alpha$ 、 $\beta$ がそれぞれ約45度及び約130度の断面形状プリズム(1)を前面、後面の上部及び底面全部にそれぞれ細長窓孔(2)~(4)を有する筐体(5)内に収めその箱体(5)の前面下部を垂直面(6)に形成すると共に一対の下向L字杆(7)、(7)を前面に突設した算盤用数字読取り器。

発明の詳細な説明の抜粋  
低角 $\alpha$ 、 $\beta$ はそれぞれ約45度及び約130度に形成したことにより、射出光線は紙面と約40度( $\gamma$ )の角度をなすから最も見易い。

図面



〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

出願当初の明細書等には角 $\beta$ は「約130度」と記載されていたが、射出光線が紙面に対し約40度( $\gamma$ )となるためには計算上並びに図面の射出光線の工合いからみて、角 $\beta$ は当然約110度でなければならず、また、角 $\beta$ が約130度とすると射出光線は80度位となり算盤を使用しながらの文字の読取りが困難となることから、角 $\beta$ を「約130度」としたのは誤記であることも、また正しくは「約110度」であることも、当初明細書等の記載から明らかである。

補正後の明細書等

発明の名称  
.....

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
..... 約110度.....

発明の詳細な説明の抜粋  
..... 約110度.....

図面  
.....

〔事例 48〕 明瞭でない記載の明瞭化（新規事項の追加に該当しないもの）

出願当初の明細書等  
**発明の名称**  
 グラフェンの合成方法

**特許請求の範囲**  
**【請求項 1】**  
 金属Aが42～48%、金属Bが0.5～2.5%、その他が銅である組成を有する合金からなる触媒金属構造体を加熱する第1工程と、該第1工程の後、前記触媒金属構造体へ炭素原料ガスを供給して、前記触媒金属構造体の表面に1～5層のグラフェンを合成する第2工程とを備えた、グラフェンの合成方法。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
 グラフェンを合成する際の触媒金属構造体として、金属Aが42～48%、金属Bが0.5～2.5%、その他が銅である組成の合金を用いる。この合金は、電気抵抗が $(49 \pm 3) \times 10^{-6} \Omega \text{cm}$ である。この組成の合金は、産業上様々な用途で利用される合金である。ほとんどの成分が銅と金属Aであるが、耐食性や機械的強度の向上等のため、他の金属成分も混ぜられ、より産業利用目的に適した特性を示すように作られている。よって、グラフェン合成用の特別なものではなく、市場で安価に入手できる。

**【実施例】**  
 金属Aが42～48%、金属Bが0.5～2.5%、その他が銅である組成を有する合金からなる触媒金属構造体として、市販の合金(X社製；商品名 $\alpha$ )を使用した。  
 触媒金属構造体である前記市販の合金を加熱した後、そこへ炭素原料ガスを供給して、合金の表面に1～5層のグラフェンを合成した。

補正後の明細書等  
**発明の名称**  
 ……………

**特許請求の範囲**  
**【請求項 1】**  
 金属Aが42～48質量%、金属Bが0.5～2.5質量%、その他が銅である組成を有する合金からなる触媒金属構造体を加熱する第1工程と、該第1工程の後、前記触媒金属構造体へ炭素原料ガスを供給して、前記触媒金属構造体の表面に1～5層のグラフェンを合成する第2工程とを備えた、グラフェンの合成方法。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
 グラフェンを合成する際の触媒金属構造体として、金属Aが42～48質量%、金属Bが0.5～2.5質量%、その他が銅である組成の合金を用いる。この合金は、……

**【実施例】**  
 金属Aが42～48質量%、金属Bが0.5～2.5質量%、その他が銅である組成を有する合金からなる触媒金属構造体として、市販の合金(X社製；商品名 $\alpha$ )を使用した。  
 ………

**（出願人による補正の理由の説明）**

出願人は、意見書において、X社の製品カタログを提示し、X社の製品カタログには、商品名αの合金を含め、合金の組成がすべて質量%で示されている旨主張した。さらに、合金の表記等を定めた世界的な標準化団体の規格、JIS規格、及び合金の組成が質量%で示されたX社以外のメーカーの製品カタログを援用した上で、触媒金属構造体の技術分野においては、銅合金の組成率は質量基準で表記するのが、当業者の技術常識である旨主張した。

**〔結論〕**

新規事項の追加に該当しない。

**〔説明〕**

出願人が意見書で主張するとおり、触媒金属構造体の技術分野においては、銅合金の組成率は、特に断りのない限り、通常は質量基準で表記するのが、当業者の技術常識であり、本願の請求項1及び明細書中で言及する合金の組成率が質量基準であることは、当初明細書に特段の明示的記載がなくても、当業者の技術常識等を参酌して自明な事項と認められる。



〔事例 50〕 具体例の追加 (新規事項の追加に該当するもの)

出願当初の明細書等

発明の名称  
緩衝部材

特許請求の範囲

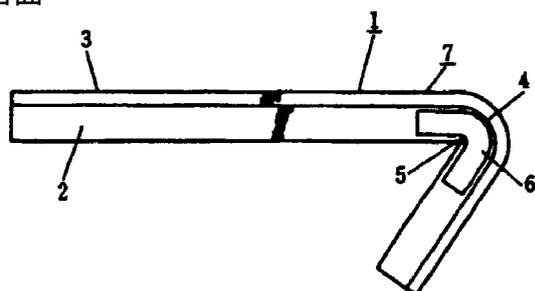
【請求項 1】

合成樹脂等の緩衝材料からなる押出成型品を折り曲げて所要形状とし、該所要形状を保つための折曲状態固定手段を設けた緩衝部材。

発明の詳細な説明の抜粋

軟質の合成樹脂からなる押出成型品1の折曲部4は折曲状態固定手段6によりその形状が保持される。

図面



〔結論〕

新規事項の追加に該当する。

〔説明〕

当初明細書等においては「折曲状態固定手段」として具体的に何を用いるかの記載がない。一般に、接着テープが固定手段の一つとしてよく知られる慣用手段であったとしても、当初明細書等に記載された「折曲状態固定手段」が「接着テープ」を意味するものと当業者に理解されるとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

補正後の明細書等

発明の名称  
.....

特許請求の範囲

【請求項 1】

.....  
.....、折曲箇所を跨いで接着テープを接着した緩衝部材。

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
.....折曲部4には、折曲箇所を跨いで接着テープ6が接着され、折曲部の形状が保持される。

図面

.....

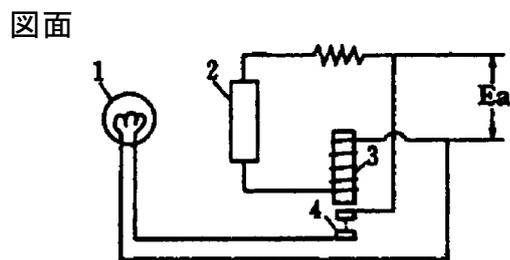
〔事例 51〕 具体例の追加 (新規事項の追加に該当するもの)

出願当初の明細書等

発明の名称  
自動点滅装置

特許請求の範囲  
【請求項 1】  
照明灯(1)の光の一部を受ける遅動性光導電素子(2)によって作動されるリレー(3)により接点(4)を駆動して照明灯(1)の回路を開閉することを特徴とする自動点滅装置。

発明の詳細な説明の抜粋  
(Ea)は直流電源である。バイメタルスイッチ等による点滅とは異なり、機械接点ではないから故障が少ない。また、光導電素子(2)あるいはリレー(3)の応答特性を変化させることにより明滅周期を変えることができる。



〔結論〕  
新規事項の追加に該当する。

〔説明〕  
明滅周期を変化させるための手段としてリレーに可変コンデンサを並列接続してその応答特性を変えることは周知であり、かつリレーに可変コンデンサを並列接続することにより、調整を容易とする効果は、上記周知技術それ自体の奏する効果である。

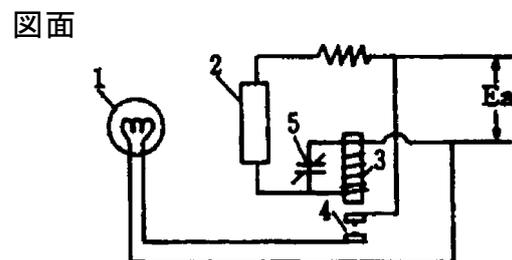
しかしながら、当初明細書等には、可変コンデンサを並列に接続することは記載されていない。また、当初明細書の「リレー(3)の応答特性を変化させることにより明滅周期を変えることができる」という記載では、これが、装置毎に個別に明滅周期を変えるという意味なのか、一の装置において連続的に明滅周期を変えるという意味なのか明らかでない。そして、後者の意味だとしても、リレーの応

補正後の明細書等

発明の名称  
.....

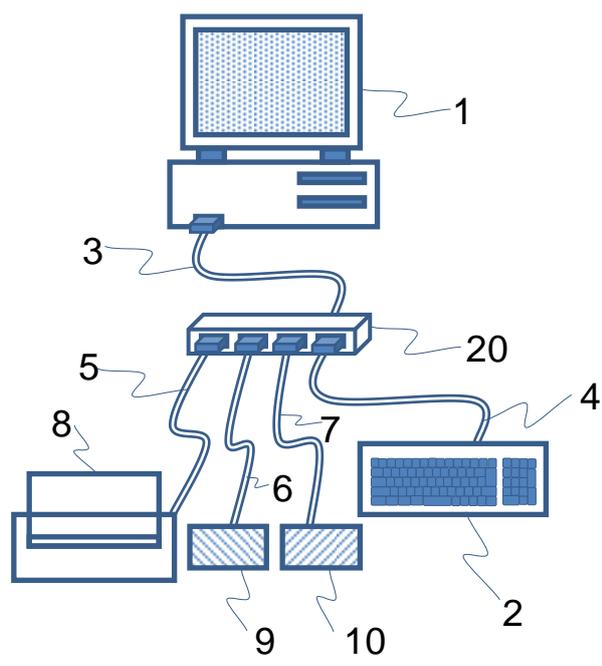
特許請求の範囲  
【請求項 1】  
.....  
..... 並列可変コンデンサ(5)を有するリレー(3).....  
.....。

発明の詳細な説明の抜粋  
.....  
.....  
.....  
また、可変コンデンサ(5)をリレー(3)に並列接続したから、この容量を加減して容易に調整ができる。



答特性を変化させる手段には他にさまざまなもの(例えばRC回路をリレーに直列に接続するもの)があるから、当初明細書等に接した当業者が、可変コンデンサを並列に接続して応答特性を変えたものがそこに記載されているのも同然と理解するともいえない。そうすると、可変コンデンサを並列に接続したものは当業者に自明な事項ということができない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。





**[出願時の技術常識]**

キーボードやプリンターと同様に、マウスはUSBインターフェースにより制御可能な入出力装置の代表的なものであること

**[結論]**

新規事項の追加に該当しない。

**[説明]**

当初明細書等には、「入出力装置」と上位概念で記載されており、USBハブにより、キーボードのほかに、USBインターフェースにより制御可能な他の入出力装置を接続できるようにすることが記載されているが、具体例としては出力装置のプリンターが記載されているに止まっていた。

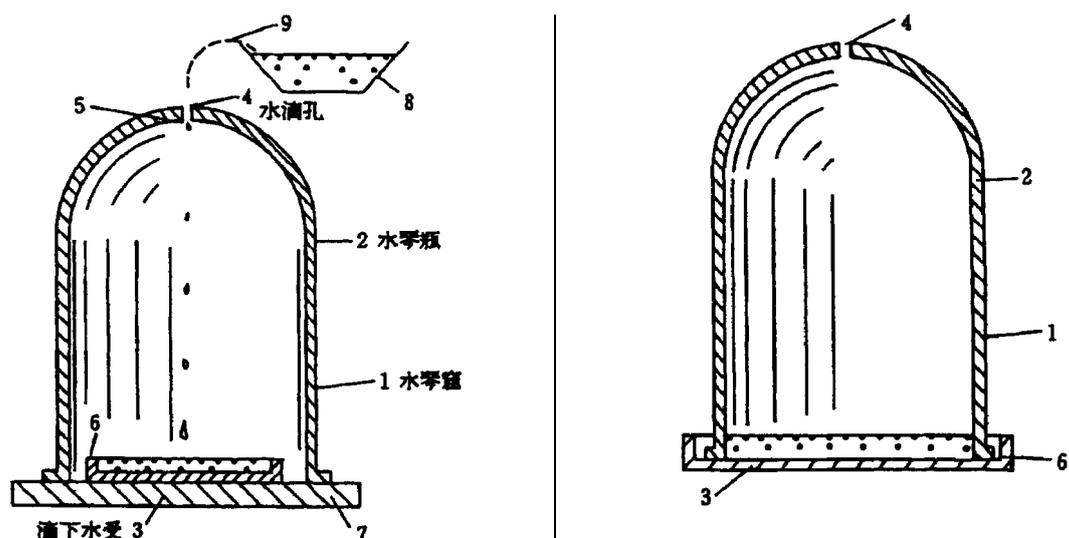
しかしながら、「マウス」は、プリンター等と同様、キーボード以外のUSBインターフェースにより制御可能な他の入出力装置の代表的なものとして周知である。そして、当初明細書等に接した当業者であれば、出願時の技術常識からみて、「USBインターフェースにより制御可能な他の入出力装置」が具体的な「マウス」を意味することが明らかであり、そのことがそこに記載されているのと同然であると理解できる事項である。

したがって、「USBインターフェースにより制御可能な他の入出力装置」の具体例として「マウス」を追加することは、当初明細書等の記載から自明な事項といえる。

したがって、この補正は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものである。







[結論]

新規事項の追加に該当する。

[説明]

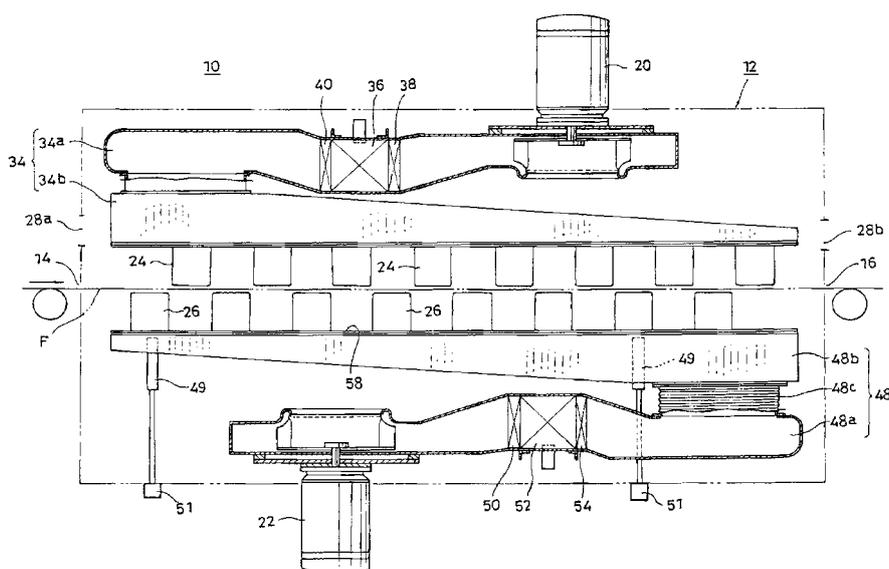
補正により、水琴瓶が滴下水受内におかれている実施例が追加された。

出願当初の明細書等に記載された水琴窟は水琴瓶内部に水受が置かれたものであり、その記載が滴下水受内に水琴瓶を置くことを意味していたことが明らかとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

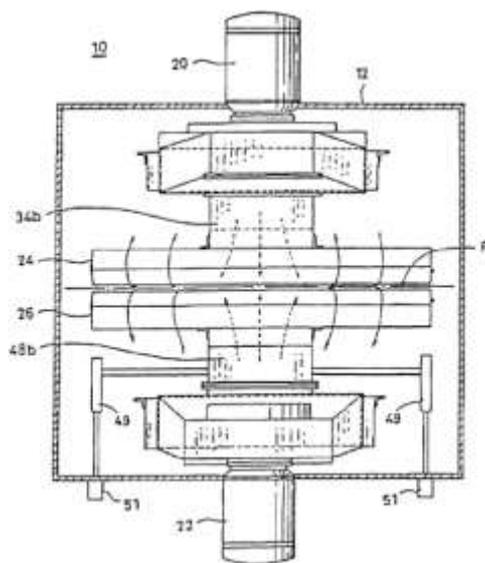
〔事例 55〕 図面の記載に基づく補正 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等	補正後の明細書等
<p><b>発明の名称</b> 熱処理装置</p>	<p><b>発明の名称</b> .....</p>
<p><b>特許請求の範囲</b></p>	<p><b>特許請求の範囲</b></p>
<p><b>【請求項 1】</b></p>	<p><b>【請求項 1】</b> .....</p>
<p>熱処理室であるケーシング12を有する熱処理装置であって、<u>送風装置を帯状物Fの幅方向の中心における上方及び下方に配し、複数のノズルボックス24、26を帯状物の長手方向に所定の間隔を開けて配列させ、各ノズルボックス24、26を連結させたことを特徴とする熱処理装置。</u></p>	<p>.....<u>送風装置の吸い込み口を、前記ケーシングの天井部及び底部における帯状物Fの幅方向の中心において水平にそれぞれ設け、天井部にある吸い込み口の吸い込み方向を下方に向け、底部にある吸い込み口の吸い込み方向を上方に向け、.....</u> .....。</p>
<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b></p>	<p><b>発明の詳細な説明の抜粋</b> .....</p>
<p>天井板のファン20で起こされた風は、上部ダクト34aの第1次フィルター38、熱交換機36、第2次フィルター40を通り、熱風となって下部ダクト34bに送られる。そして、その熱風は、ノズルボックス24の吹き出し口から帯状物Fの上面に吹き付けられる。</p>	<p>..... ..... ..... ..... ..... .....。</p>
<p>他方、底面側のファン22で起こされた風は、下部ダクト48aを経て、上部ダクト48bに送られ、ノズルボックス26の吹き出し口から帯状物Fの下面に吹き付けられる。</p>	<p>..... ..... ..... ..... .....。</p>

図面  
【図1】



【図2】



[結論]

新規事項の追加に該当しない。

[説明]

補正事項について、明細書に明示的な記載はないが、明細書に記載された装置の動作に関する記載内容を図面と併せて理解すれば、ファン20の下部にある羽根車24の下方に下方に向けた水平な吸い込み口があること、ファン22の上部にある羽根車24の上方に上方に向けた水平な吸い込み口があること、また、送風装置の吸い込み口が帯状物Fの幅方向の中心にあることがそれぞれ明らかである。したがって、補正しようとする事項は、当初明細書等に接した当業者にとって自明な事項である。

〔事例 56〕 図面の記載に基づく補正 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等

発明の名称

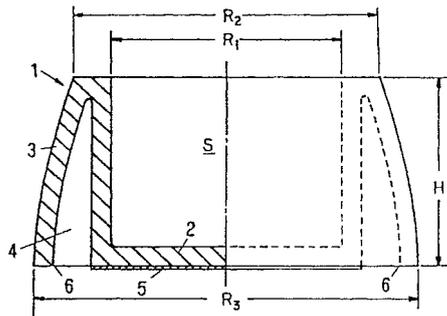
飲料容器等の受台

発明の詳細な説明の抜粋

側部3は収容部Sの外側に中空部4を介して全周に設けられている。

例えば、ベッド上に受台1が置かれた際には、滑り止め部材5によって受台1の移動が阻止された上に、側部3の裏側のエッジ部6がベッドの表面に引っ掛かることにより、飲料容器の転倒が防止される。

図面



〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

図面に記載された側部3の下端と収容部Sの裏側との位置関係と、受台1がベッドの上に置かれた際に側部3の裏側のエッジ部6がベッドの表面に引っ掛かるとの記載から、側部3の下端が収容部Sの裏側の位置と略同一であることは明らかであり、その結果、飲料容器の転倒が防止されるとの記載から、収容部S内の飲料容器が安定することは当業者にとって自明な事項である。

したがって、この補正しようとする事項は、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえる。

補正後の明細書等

発明の名称

.....

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
 .....。また、側部3  
の下端は収容部Sの裏側の位置と略同一  
にしており、収容部S内の飲料容器が安  
定する。

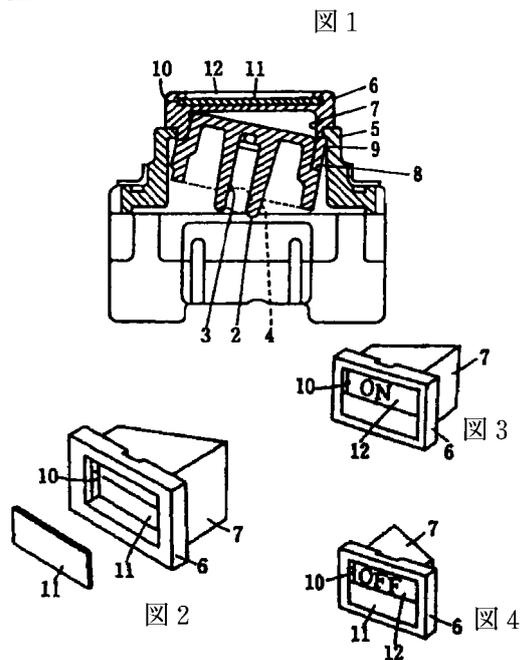
.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

図面

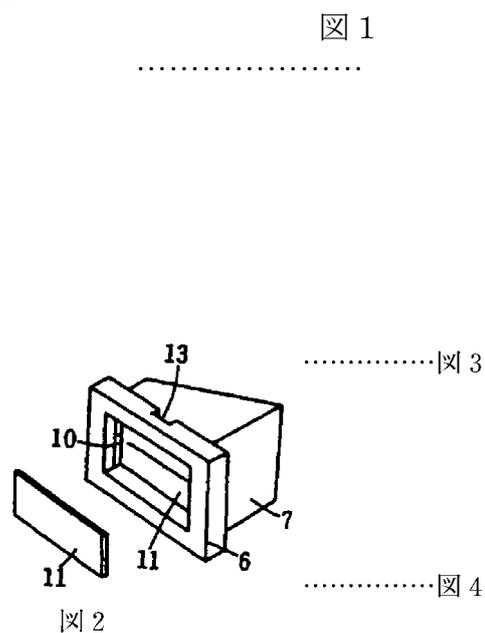
.....



図面



図面



[結論]

新規事項の追加に該当する。

[説明]

溝は補正前の図面には示されているが、発明の詳細な説明では具体的な記載はない。ドライバーにてカバーを外す技術は周知であるとしても、上記切欠13がドライバー挿入用の溝であることを、当初明細書等の記載が意味していたことが明らかとはいえない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 58〕 図面の記載に基づく補正 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等

発明の名称

排紙装置

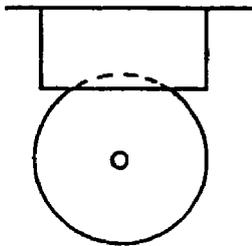
発明の詳細な説明の抜粋

一軸上に設けられたローラと、該ローラに相対するガイドとの間で用紙を挟持搬送する。

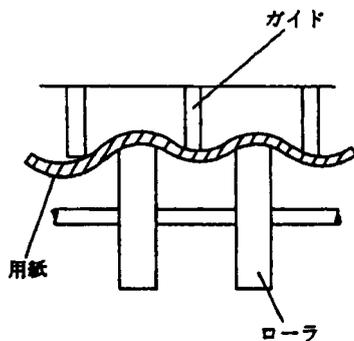
ガイドをローラの外周面よりも軸心方向に入り込ませるように配置することにより用紙を波打たせて腰付けを行う。

図面

【図1】



【図2】



補正後の明細書等

発明の名称

.....

発明の詳細な説明の抜粋

.....

.....

挟持搬送する。

ローラとガイドを軸方向において交互に配置するとともに、ガイドをローラの外周面よりも.....  
 ...。

図面

.....

〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

当初の図面の図2の記載と明細書中の「ガイドをローラの外周面よりも軸心方向に入り込ませるように配置することにより用紙を波打たせ」る旨の記載とから、図2には「ローラとガイドを軸方向において交互に配置」した点が記載されていると認められる。

〔事例 59〕 図面の記載に基づく補正 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等

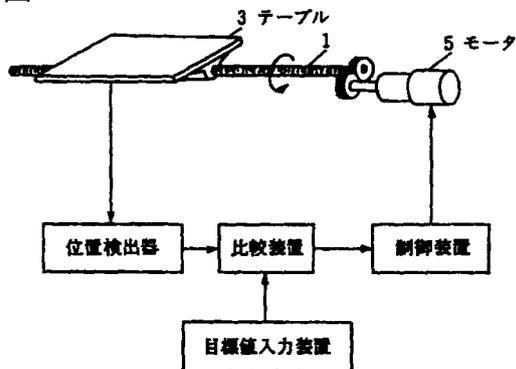
発明の名称

テーブルの位置制御装置

発明の詳細な説明の抜粋

……………テーブル(3)は送り機構を介してモータ(5)に接続され、このモータ(5)の回転制御により、テーブル(3)の位置制御は行われる。

図面



〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

補正前明細書の「送り機構」との記載と、当初の図面の記載とによれば、図に記載されたものは明らかにネジの回転によりテーブルを直線移動させるネジ送り機構であると認められる。

補正後の明細書等

発明の名称

……………

発明の詳細な説明の抜粋

……………テーブル(3)は、ネジ(1)の回転によりテーブル(3)を直線移動させるネジ送り機構を介してモータ(5)に接続され、このモータ(5)の回転制御により、テーブル(3)の位置制御は行われる。

図面

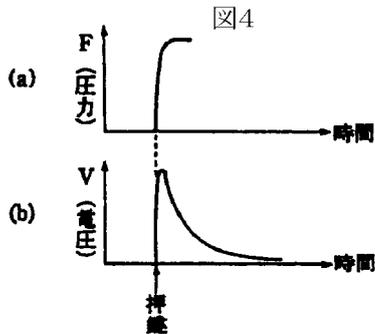
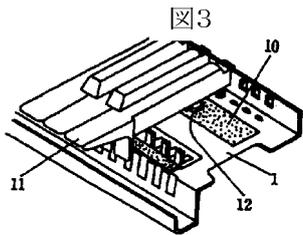
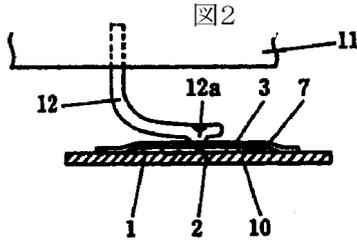
……………



圧電フィルムのアクチュエータによって押圧される部分に加わる圧力とそれによって発生する電圧の例を示す線図である。

1…鍵盤フレーム、2…絶縁体層、3…接点パターン、7…圧電フィルム、10…鍵スイッチ、11…鍵、12…アクチュエータ

図面



[結論]

新規事項の追加に該当する。

[説明]

図2には、アクチュエータ12の先端凸部12aが圧電フィルムに接触している様子は示されているが、これが「水平な非押鍵状態で軽く接触していること」を意味していることが明らかとは認められない。また、明細書等におけるその他の当初記載事項が、このことを意味しているとも認められない。さらに、この補正が新

.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

図面

.....

たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

〔事例 61〕 図面の記載に基づく補正 (新規事項の追加に該当しないもの)

**出願当初の明細書等**

**発明の名称**  
電子メール装置

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
電子メールを複数の送信先に一斉送信する電子メール装置であって、  
電子メールを表示する書式を端末毎に記録した書式テーブルと、  
前記書式テーブルを参照し、一の送信先の端末に対応する書式を抽出して前記電子メールを作成する手段と、  
作成された電子メールを複数の送信先に一斉送信する送信手段と、  
を有する電子メール装置。

**発明の詳細な説明の抜粋**  
本発明は、電子メールを表示する書式を設定することが可能な電子メール装置に関する。  
従来技術として、送信する電子メールの一の書式を電子メール装置が自動的に選択する技術が広く知られている。  
しかしながら、受信側の端末が電子メールを表示する書式情報は、電子メール装置が送信する電子メールの書式を決定する際に考慮されていなかった。  
そこで、本発明の電子メール装置では、電子メールを表示する書式を端末毎に記録した書式テーブルを参照し、電子メールの送信先の端末が利用する書式に基づいた電子メールの作成を行うことを特徴とする。  
…  
なお、同一の電子メールを複数の送信先に一斉送信する際は、一の送信先の端末に対応する書式を書式テーブル

**補正後の明細書等**

**発明の名称**  
電子メール装置

**特許請求の範囲**  
【請求項 1】  
電子メールを複数の送信先に一斉送信する電子メール装置であって、  
電子メールを表示する書式を端末毎に記録した書式テーブルと、  
前記書式テーブルを参照し、送信者が選択した書式であって、一の送信先の端末に対応する書式を抽出して前記電子メールを作成する手段と、  
作成された電子メールを複数の送信先に一斉送信する送信手段と、  
を有する電子メール装置。

**発明の詳細な説明の抜粋及び図面**  
…

の中から電子メール装置が抽出し、当該書式を利用して他の全ての送信先に送信する電子メールを作成してもよい。この場合に送信者の電子メール装置に表示される画面の一例を図5に示す。

図面

【図5】



【結論】

新規事項の追加に該当しない。

【説明】

出願当初の発明の詳細な説明には、一の送信先の端末に対応する書式を書式テーブルの中から「電子メール装置が抽出」すると記載されているが、当該書式を「送信者が選択」することは記載されていない。

しかしながら、出願当初の図5には、選択画面を利用して送信者が電子メールの書式を選択することが記載されており、送信者が選択した書式を電子メール装置が抽出して電子メールを作成する、とする補正は、当初明細書等に接した当業者にとって記載されているのと同然であるといえる事項である。

したがって、当該補正は当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものである。

〔事例 62〕 図面の記載に基づく補正 (新規事項の追加に該当しないもの)

出願当初の明細書等

**発明の名称**

圧電スピーカ

**特許請求の範囲**

**【請求項 1】**

互いに対向する2つの主面を有し、電界の状態に応じて前記主面が伸縮する圧電フィルムと、

前記圧電フィルムの一方向の主面に密着して配置される支持体と、

前記圧電フィルムを前記支持体に押圧することにより、前記支持体の少なくとも一部の厚さを薄くした状態で保持する押圧部材と、

を有することを特徴とする圧電スピーカ。

**発明の詳細な説明の抜粋**

本発明は、振動体として圧電フィルムを用いた、簡易な方法で製造できる圧電スピーカに関する。

.....  
 .....  
 .....

**図面**

(図中、圧電フィルムは符号10、支持体は符号46、押圧部材は符号44で表される。)

補正後の明細書等

**発明の名称**

圧電スピーカ

**特許請求の範囲**

**【請求項 1】**

互いに対向する2つの主面を有し、電界の状態に応じて前記主面が伸縮する圧電フィルムと、

前記圧電フィルムの一方向の主面に密着して配置される支持体と、

前記圧電フィルムを前記支持体に押圧することにより、前記支持体の少なくとも一部の厚さを薄くした状態で保持する押圧部材と、を有し、

前記圧電フィルムが、前記押圧部材によって押圧される押圧部を除く少なくとも一部において前記支持体の表面によって実質的に直線状に保持される平坦部と、前記押圧部と前記平坦部とに接続されて前記押圧部に対して交差する方向に延在する傾斜部とを有することを特徴とする圧電スピーカ。

**発明の詳細な説明の抜粋**

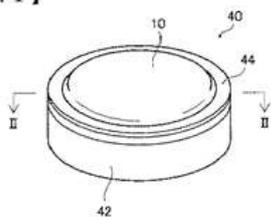
.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

(なお、発明の詳細な説明には「平坦部」、「傾斜部」について明示はない。)

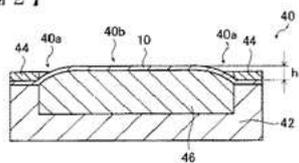
**図面**

...

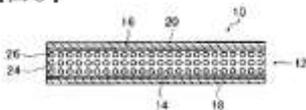
【図1】



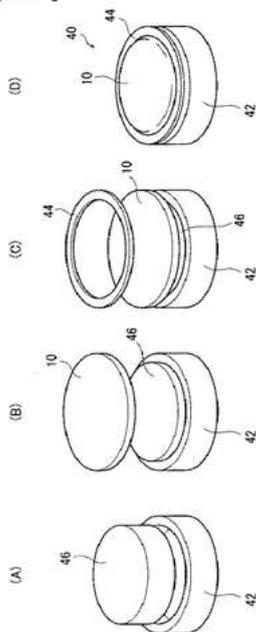
【図2】



【図3】



【図4】



**【結論】**

新規事項の追加に該当しない。

**【説明】**

出願当初の発明の詳細な説明には、平坦部、傾斜部が記載されていないが、出願当初の図1、2、4には、圧電フィルム10が、押圧部材44によって押圧される部

分を除いた少なくとも一部で、支持体46の表面によって保持される平坦な部分(平坦部)と、押圧部材44によって押圧される部分と前記平坦部とを接続する傾斜している部分を有することが一貫して記載されている。

したがって、圧電フィルムが「平坦部」と「傾斜部」を有するとすることは、出願当初の明細書等の記載に接した当業者からみて、出願時の技術常識に照らして、記載されているのと同然であるといえる事項である。

〔事例 63〕 図面の補正（新規事項の追加に該当しないもの）

出願当初の明細書等

発明の名称

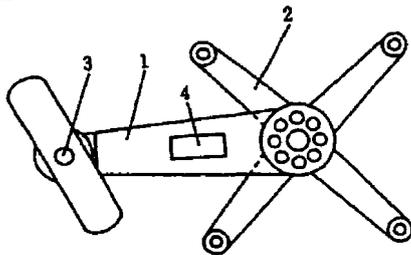
ペダル装置

発明の詳細な説明の抜粋

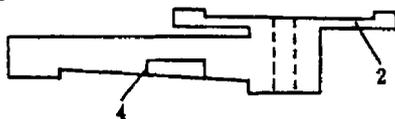
ペダル軸3及び反射板取付枠4を有するクランクレバー本体1とチェーンギヤを取り付けるためのアーム2とを一体形成したクランクレバーにおいて薄板状の反射板5は反射板取付枠4の底面に、クランクレバー本体面から突出することがないようにはめ込まれる。

図面

【図1】



【図2】



補正後の明細書等

発明の名称

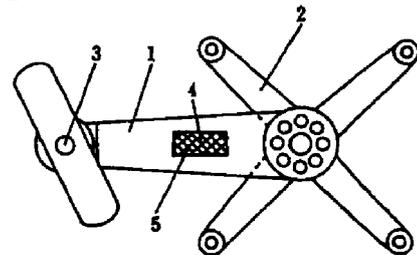
.....

発明の詳細な説明の抜粋

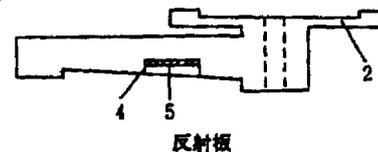
.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

図面

【図1】



【図2】



（出願人による補正の理由の説明）

出願当初の図面では、薄板状の反射板5について図示し忘れた。しかし、当初明細書における「薄板状の反射板5は反射板取付枠4の底面に、クランクレバー本体面から突出することがないようにはめ込まれる。」との記載から、当初図面の反射板取付枠4の底面に補正図面(図2)のように薄板状の反射板がはめ込まれていることは自明な事項である。

[結論]

新規事項の追加に該当しない。

[説明]

当初明細書における「薄板状の反射板5は反射板取付枠4の底面に、クランクレ

バー本体面から突出することがないようにはめ込まれる」という記載から、当初図面の反射板取付枠4の底面に補正図面(図2)のように薄板状の反射板がはめ込まれていることを明らかにする補正は、当初明細書等に接した当業者が記載されているのと同然と理解する事項といえる。



〔事例 65〕 図面の補正（新規事項の追加に該当するもの）

出願当初の明細書等

発明の名称

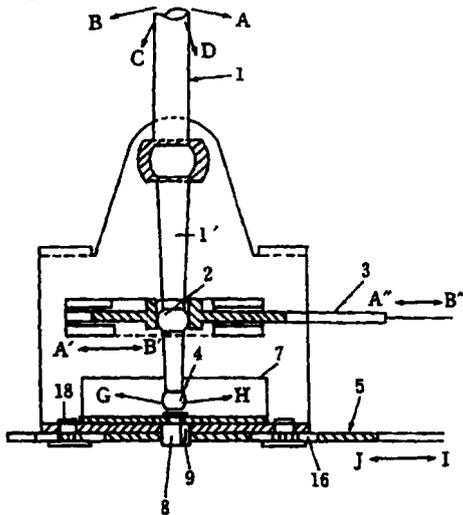
自動車のチェンジレバー装置

発明の詳細な説明の抜粋

チェンジレバー1をCD方向に揺動させると、第2摺動部4により従動体10が移動され、これと一体的に設けられたピン8と第2プレート5に設けられたカム溝9とにより、第2プレートがIJ方向に移動してシフト動作が行われる。

図面

【図1】



〔結論〕

新規事項の追加に該当する。

〔説明〕

当初の明細書等にカム溝9の存在は開示されているが、その形状までは記載されておらず、当初明細書等に接した当業者が、図2で明らかにされたカム溝の形状、第2プレートの形状等が、そこに記載されていたのと同然と理解するものということとはできない。さらに、この補正が新たな技術的事項を導入するものではないといえる特段の事情も見いだせない。

補正後の明細書等

発明の名称

.....

発明の詳細な説明の抜粋

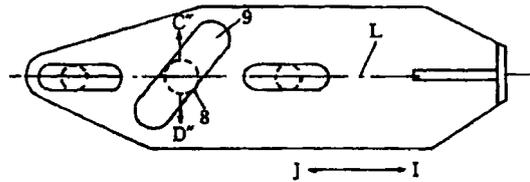
.....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....  
 .....

図面

【図1】

.....

【図2】



〔事例 66〕 図面の補正（新規事項の追加に該当しないもの）

出願当初の明細書等

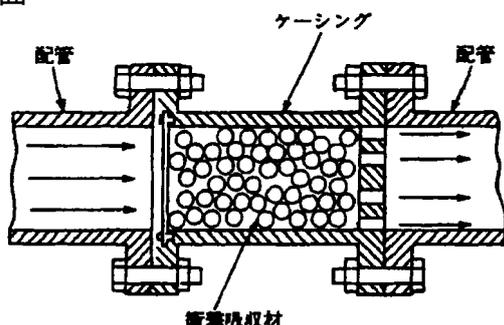
発明の名称

水撃緩衝装置

発明の詳細な説明の抜粋

配管の途中に筒状のケーシングを設け、該ケーシング内に球状の衝撃吸収材を多数個設置して水撃を緩衝する。

図面



補正後の明細書等

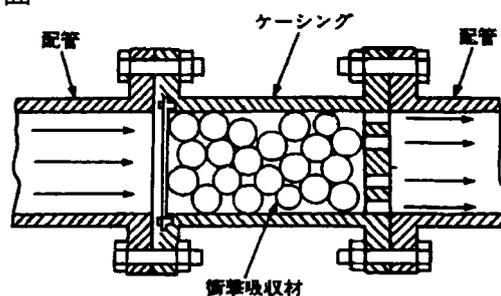
発明の名称

.....

発明の詳細な説明の抜粋

.....  
 .....  
 .....

図面



（出願人による補正の理由の説明）

出願当初の図面では、球状の衝撃吸収材の径が保持部材の孔の大きさと略同一に記載されており、吸収材が目詰まり又は流出するのではないかとの誤解を生じる恐れがある。しかし、この吸収材の径は、当初明細書に記載したそれが有する機能からみて、保持部材の孔より大きくなければならないことは自明な事項である。そこで、球状の衝撃吸収材の径が保持部材の孔よりも大きいという事実が図面上明らかになるよう、図面を補正した。

〔結論〕

新規事項の追加に該当しない。

〔説明〕

図面のみからは、衝撃吸収材の径と保持部材の孔の大きさとの関係は必ずしも明らかではないが、当初明細書の記載を参酌すれば、球状の衝撃吸収材の径が保持部材の孔のそれよりも大きくなければならないことは当業者に自明な事項である。そうすると、この補正は、自明な事項を単に図面上明らかにするものにすぎないから、当初明細書等に記載した事項の範囲内においてするものといえる。

